

地方行政・大蔵・農林・通商産業・予算

等におきまして若干計算方式の特例を定めるようにいたしております。これ

○佐多忠隆君 特例を設けた以外の一

と思うのですが、その激変はそのままで耐え得るというふうにお考えになつておるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 今回資産の維持を計るというよりな意味合において資産の再評価がされるわけでありま

却が増大する。これを価格の中に織り込むというようにになりますと、相当大きな価格の変化をもたさなければならぬような場合もあると思えますけれども、こういう要素を抜きまして、単に税制或正の結果だけから価

格にどの程度影響を及ぼすか。言い換へれば事業の負担に耐え得るようなものであるか、或いは耐え難い変化を及ぼすものであるかというようなことを考えますと、それ程大きなものはないというふうな考を持つておるのであり

ます。併しながら、例えば鉄工業において若干大きな変化があるのでありますけれども、これ等はむしろ価格調整費をどうするかというふうな問題が非常に大きな問題でありまして、むしろ常にある問題というものは比重は非常に少ないのではないかと、いうふうな考え方を持っておるものであります。

○佐多忠隆君 固定資産税の方に移りますが、固定資産税における課税の客

すので、その以後におきましては価格を評価いたしました、これによつて課税をして行くことに相成つておるような次第でございます。

○佐多忠隆君 諸般の事情を勘案して

らば、土地、家屋の売買事例から見れば今九百倍で妥当だというお考えなのかどうか、その実例を示しながら実証的に計数的に御説明願いたいと思います。

○政府委員(奥野誠亮君) 土地、家屋

の売買の事例は坪単価によりまして、非常
に大きなでこぼこがあるようでありま
す。宅地について申し上げますと、大体
大きな震災を受けたような土地におき
ましては、宅地の価格は九百倍でも可
なり無理のようでございます。併し地
方におきまして宅地の売買事例によりま

ざいます。又宅地の家屋はこれ亦非常な違いでございまして、家屋につきましては千倍を超えるような売買実例もございます。これも亦建設の時期でございますとか、或いはその後の地域と

いうものかどういふ變化を及ぼしてまゐるかといふことによりまして、も非常な開きがあるようであります。又山林なんかにつきましては千倍ではございません。二千倍以上或いは三千倍以上で売買されておる実例が相当沢山あるわけでございます。こういうふうに非常なでこぼれがございます、又でこぼ

こがありますので、これを直さなければならぬ。直すのを最初から緻密に

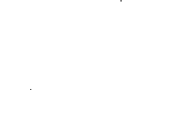
1

Age Group	Percentage of Respondents
18-29	85%
30-49	80%
50-69	75%
70+	70%

•

10

The diagram illustrates a two-dimensional lattice structure. It consists of a grid of points connected by horizontal and vertical bonds. A specific path is highlighted with thicker lines, starting from a point on the left and moving towards the right. The diagram is labeled with 'a' for the lattice constant and 'b' for the bond length.



10

を呼んで頂く、そういうふうなことにして頂いたら、こう思うのでございませう。それで御了承できませんか。

○三好君 明日の連合委員会に農林大臣の御出席を願えるのであれば、農林大臣に対する質疑をそのときまで留保されて頂きたいのですが、如何でしようか。

○委員長(岡本愛助君) 只今申上げましたように、農林委員会に農林大臣に対しては御質問を願うことにいたしました。如何でございましょうか。

○三好君 それでは岡野閣下大臣に對する質疑をいたしたいと思ひます。附加価値税の問題に關連しまして、私達は協同組合のような特別法人は非課税とすることが適當ではないかという氣持を持つておるのでありますが、これに對する岡野閣下の御所見を承りたいのであります。私達が協同組合をなせ附加価値税の対象外にしたいかと申しますと、非課税である農業を営んでおる農民が農業生産力の増進と、農民の経済的、社会的地位の向上を図る目的を以て組織してある農業協同組合は、農業経営の一環と考へてもいいわけでありまして、その性格から考へまして非課税とすることが適當でないかと、こういうふうに一応考へておるのであります。これが第一の理由であります。次に協同組合に對しては曾て營業税が免除されておつたわけでありませうが、これは農業協同組合の性格と、農業協同組合を構成してある日本の農民自身の特殊性を考慮した適切な措置であつたと認められるのであります。それから農業においても、資本主義的な企業形態が支配的に見られるアメリカのような場合と、零細な日本の

農業とは、同じ立場に立たせて論ずることはできないと思ひるのであります。が、このような日本農業の基礎の上に立つておる経済力の極めて弱い農民が組織してある協同組合に對しては、一般の事業とは別に取扱うべきでないか。それから農業協同組合は、一般の資本主義的な企業と根本的に経営上の原則を異にしておると思ひるのであります。課税上これを同一な取扱にするとは、協同組合をして利潤追求の營利的経営に墮せしめる恐れがありはしないか。私は協同組合の原則、精神を、そういう同一な取扱によつて破壊することになりはしないかを畏れるのであります。もう一つの理由として私達が考へておりますのは、農林省の調査によりますと、現在の農業協同組合の經理状況では、従来の事業税に比して、附加価値税は十数倍の負担になる見通しであります。農業の特殊性等から考へまして、これを他へ転嫁するといふことも期待し難いのではないかと考へられるのであります。このような事情は、経営の危機が伝えられております農業協同組合に對して、まずそれを深刻化することになりまして、最初に申しましたように、附加価値税に關して協同組合を非課税にする御意志があるかどうかを先ず承りたいのであります。

○岡野大臣(岡野清彦君) お答え申上げます。農業協同組合に對する附加価値税を課するに對しては、非課税にしようか、又農業協同組合の性格なり、又高説を承りましたのでございませうが、御高説の中にあります御趣旨は、至極御尤でございまして、それにつきましては、この法律におい

て適當にそういうような外の附加価値税を課する課税団体と違つておるといふ意味のことを繰り込んで、公益性のある点においては非課税にし、他の事業に類するような場合にはそれに附加価値税を課する、こういうことにしてございませう。これは昨日どなたかから御質問がございまして、御説明申上げた管でございまして、農林省に對する我々は非常な關心を持つておりますから、もう一度事務官をして詳しいところを御説明申上げます。

○政府委員(鈴木俊一君) 農業協同組合に對する課税の問題でございませうが、農業協同組合につきましては、特に協同組合なるが故にという観点でなく、農業協同組合でございまして、或いはその他の経営主体でございまして、法定いたしております。列挙の事業の中に該當する仕事をやつておりますならば、これは課税の対象になる。併し該當する事業をやつていないければ、これは課税の対象にならない。こういうような考へ方をいたしておまして、昨日もお尋ねのございました例えは指導事業でございませうとか、調査研究の事業でございませうとか、調査研究の事業でございませうとか、これは附加価値税の法定の事業の中に勿論入つておりませんので、こういうような点については、勿論この附加価値税の対象にはならんわけにございませう。ただ、農業協同組合が仮に工業でございませうとか、製造業というふうな事業をいたしました場合におきましては、そこに附加価値が生じて参るわけにございませうので、これに對しまして附加価値税を課することになるわけにございませうが、ただそ

の際に事業を行いますに直接必要な経費として外部に支出いたしました特定費目を附加価値税から差し引くわけにございませうが、通常の経営主体でございませうならば、それだけに止まるわけにございませうけれども、農業協同組合等の協同組合に關しましては、更にその外に公益事業のために支出をいたしました場合におきましては、その部分を更に特定の支出金額に加えて附加価値税から差し引くということにしてございませう。更に組合におきまして事業の分益等に應じまして組合員に配付いたします配付金と申しまし、分配金、こういうふうなものもその特定の支出金額の項目にいたしましてこれを差引く、かようにいたしておるのでございませう。こういうような点におきまして從來特別法人というやうな形で扱つておりましたやうな精神を取り入れておりましたやうな精神を更にその外に今回の税制全体の改正といたしまして、農業に對しましては從來の七〇〇程度の税額になつておりました、大体三割ぐらいの負担軽減になつておるやうに私共計算をいたしております。そういうふうな農業協同組合を構成いたしております個々の農業者でありますところの組合員に對する負担自体が軽くなつておるわけにございませうから、かれこれ總体的に考へまして、農業協同組合というものはやはり從來の税制の建前に比較いたしますと、負担の上では十分斟酌をしておるといふふうに私共は考へておる次第でございませう。

○三好君 只今の御答弁を承つておりますと、農業協同組合に對してその特殊性に基いた考慮が拂われておるやうには受取れないのであります。農業協同組合が一般の企業体と本質的に異なるところから私達の先程の主張なりお尋ねが生れて来たわけでありませうが、それに対する御答弁は到底私達の納得できるものではないのであります。協同組合が行う指導事業なり調査的な事業に附加価値税がかからないというのとは、これは極めて當り前のことでありまして、特別に協同組合の立場を考慮せられての結果ではないのであります。それらと研究し、と云ふ者あり。そういう点で私達の主張は十分に更に御検討頂きたいのであります。

それから先程の御答弁に關連して一言お伺ひしたいのであります。協同組合の公益的な支出金額に對しては課税しないということでありませうが、公益的な企業というのはどういう範圍のものでありますかと、ちよつと伺ひたいのであります。

○政府委員(鈴木俊一君) これは協同組合がいろいろ事業をやつておられますのでございまして、その中の一つの附帶的な事業として公益的な性質の事業をやつておる場合にはその關係の経費は差引くといふことでございまして、具体的にどういふ事業が公益的な事業に該當するかといふことにつきましては、財政課長から更に御説明申上げます。

○政府委員(岡野清彦君) 協同組合が農業改善のためにいろいろと啓蒙的な事業或いは指導的な事業を行つておるわけにございまして、或る場合には生活改善の問題にまで抵がつかつておる場合も沢山あると思ひます。そういう場合には全部公益的な事業といたしまして

てそれに支出された金額は全部支出金額といひまして附加価値額を計算することになりましております。

○三好始君 市町村民税に關してお尋ねいたしたいと思ひます。改正所得税法によつて扶養控除の対象になつておるものは、市町村民税に關して非課税とするのが適當だと存じますが、これに關しての國務大臣の御答弁をお願いいたしたいと思ひます。

○國務大臣(岡野清藏君) 事務當局から御答弁をいたさせます。

○政府委員(鈴木俊一君) 市町村民税の非課税の対象でございますが、市町村民税は、現在の都道府県民税と市町村民税とを比較をいたしますと、すでに御案内のごとく、従来の家族主義と申しますか、世帯主義と申しますか、そういう建前から、個人主義の建前に切り替へて参つておる次第であります。し、又従来の見立制式の課税というものがこれを排除いたしておりますし、又根本には資産額というような式の点も、これを固定資産税との關係を考慮しまして磨めておるわけでございます。

○政府委員(鈴木俊一君) 今、市町村民税でございますが、大體の建前としては、所得税の附加価値税的な性格が非常に強くなつておるわけでございまして、そういう点から、所得税の非課税のものを、市町村税につきましても非課税にしたかどうかというのには、確かに御見解であると思ひます。ただ非課税の範圍の問題につきましても、これは、これを非常に広く掲げるといふようなことは、結局非課税のものは、全く負担をいたしませんし、その他のものは、その分だけ余計負担をしなければならぬということになります。

して、全体の負担としては公平を欠くことになりまゝるので、なるべく非課税の範圍は少い方が望ましいといふのを根本の体系にいたして立案をいたしておるわけであります。ただ具体的にどういふ点の御指摘が存じませんが、非課税の問題につきましても、今後更に地方財政委員会を中心にしたして研究をするように、すでに法律上規定されておるもので、さうに研究して行きたいと、かように考えておる次第であります。

○三好始君 市町村民税に關して、更に一、二の点についてお尋ねいたします。

農業協同組合及び農業共済組合等の特別法人を非課税とすることは、土地改良及び耕地整理組合等と同様なふうで考へてやつて頂きたいという御意を持っておりますが、これに對する御意見を承りたいのが一つ、もう一つは、所得税額等を課税標準とする税率が三通りに分れておつて、複雑な感じがするのであります。これを統一するお考えがあるかどうかを承りたいのであります。

○政府委員(鈴木俊一君) 今の農業協同組合なり、或いは農業共済組合等を非課税にしたかどうかというのであります。非課税の点につきましても、先程も申しましたように、私共も更に今後研究を重ねて参りたいと、かように存じております。ただ根本の態度は、先程申しましたように、非課税の範圍を余りに擴張いたしますことは、全体としての税負担の公平という見地から言つて考えなければならぬ、こう思つておるのでございます。

それから市町村民税の所得税の課税方式には、御指摘のごとく三つの方

法を規定いたしておるのでございますが、これは、やはりそれ／＼の市町村の村柄と申しますか、性格によりまして、或いは所得税を直接課税した方がよい所もございましょうし、或いは課税の總所得金額を課税した方がよい場合もありましようし、或いは總所得金額から税引きを行くというのが適當な場合もあると思ひますので、このやうな枠を決めておるわけでござい

ます。何分地方税は、国が取る税ではなくて、それ／＼の地方団体が取る税でございますから、非常に徹底した自治の形から申しますならば、こういう統制的な枠を嵌めるということ自体に、やはり問題があるわけでござい

ます。が、全体としての、國民としての負担の公平を期し、又地方団体の行政を賄ひますための必要な経費を大體保障する或る一定の水準の課税を地方団体に維持して貰うという意味で、地方団体の課税の公平を期する水準と大體同率水準を維持できるように持つて行く。こういうやうな別個の國家的な見地から申しまして、このやうな税の枠を作つておるわけであります。

から、この点は自治の観点、國家的な統制の観点、両方から考へ合せてやはり成るべく枠としては緩い枠を設ける、國家的統制の納得し得る程度の枠で我慢する、こういうやうな考へ方で一律に所得税引分というやうなことにいたしませんで、大體三通りの、こういうやうな、シャウプ勧告にあるやうなものをやはりそのまゝ採用したやうな次第であります。

○三好始君 最後に固定資産税について數点お尋ねいたしたいと思ひます。農家に対して土地及び家屋を除く事

業場の資産には固定資産税を非課税とすることが望ましいと思へられるのであります。が、これに關して國務大臣の御見解を承りたいのであります。

何故農業に對して土地及び家屋を除く事業場の資産を非課税の取扱にすべきかという根拠を申上げますと、もとより農業理由の説明にもありますやうに、農業に對して附加価値税をかけるのは、土地、家屋等に固定資産税を相当かけることになつておるからだと

いう意味のことが言われておるのであります。が、土地、家屋に對して相當の固定資産税がかかる以外に、それ以外の事業場の資産に對しても課税されることになつております。ところがこれは總額からすればさう大した額ではないと思ひますので、現状から申しま

ふうには考へられなかつても知れませんが、私は將來の問題として農業の近代化を促進する意味において、こういう資産に課税しないという立場を採ることが好ましいのではないかと、こういうふうには考へられるのであります。そういう点から土地、家屋を除く事業場の資産に對して農業に對して非課税の立場を採ることについて國務大臣の御見解を承りたいのであります。

○國務大臣(岡野清藏君) お答えを申上げます。農業をやつておる方に対する固定資産税に對して、土地、家屋は別としまして、外の資産に對して課税をしない方がよいではないかといふやうな御質問と心得ますが、あとで事務官から詳しく御説明させていただきますが、農家に對して土地、家屋以外の資産に對する課税の範圍は非常に限定されてお

なる人と釣合ひの取れるやうに、農家と雖もかくの如き資産を持つておる者は、やはり非課税にせず課税をした方が公平である、こういうやうな立場からやはり課税することになつておる資産がございまして、それは例えて申しますれば機械のやうなものでござい

ます。その点は詳しく事務官の方から御説明を申上げます。

○政府委員(鈴木俊一君) 農家の農業經營の事業に供します事業用の償却資産でございますが、これにつきましても、只今大臣から申上げましたやうに一般原則としてはやはり償却資産の一つとして課税の対象にいたしておるわけでありまして、一々細かいものに至りますまでこれを捕提して課税をするといふやうな考へ方は持つておりません。

○政府委員(鈴木俊一君) 農家の農業經營の事業に供します事業用の償却資産でございますが、これにつきましても、只今大臣から申上げましたやうに一般原則としてはやはり償却資産の一つとして課税の対象にいたしておるわけでありまして、一々細かいものに至りますまでこれを捕提して課税をするといふやうな考へ方は持つておりません。

○政府委員(鈴木俊一君) 農家の農業經營の事業に供します事業用の償却資産でございますが、これにつきましても、只今大臣から申上げましたやうに一般原則としてはやはり償却資産の一つとして課税の対象にいたしておるわけでありまして、一々細かいものに至りますまでこれを捕提して課税をするといふやうな考へ方は持つておりません。

今申上げましたような取扱にいたした
いとかうに考へておる次第であります。

○三好始君 昭和二十五年年度の固定
資産税を課する農地の評価につきまし
ては法定評価に準ずる二・五という

計数が出ておるわけでありまして、こ
の問題につきましても、昨日精見委員
より質疑がありまして、昨日の精見委員

省略しますが、ただ畑の場合に二・五
という計数を用いますという、賃
賃価格の千八百倍という数字になる。

これは一率に賃賃価格の九百倍と押さ
えておる原則と較べて余り不均衡な結
果となつて来るのでありますが、これ

を改める御意思があるかどうか、承り
たいと思います。

○政府委員(鈴木俊一君) 田と畑との
関係或いは一般の土地との関係であり
ますが、現在の賃賃価格自身が土地に

つきまして十三年ですか、賃賃価格が
設定せられたわけでございます、その
当時の事情におきまして、一応の価

格、賃賃価格でございますから、先賃
格というふうなものは違ひます、す
れども、一応の価値を判定して定めら

摘のごとく公定価格がございましてそ
の賃賃価格に対して田については四十
倍、畑については四十八倍とそれら

の倍率が決まつてゐる、それを押さ
えて、それ以上の取引を禁止しておる、
こういうふうなわけでありまして、こ

の結果として現在すでに田畑につ
いては、一方は四十倍、一方は四十八倍
という区分がつけられてゐるわけであ

ります。これはやはり、そういう意
味でそれだけの価値の上における、時
価の上におきまする遠いがあるという

ことを一応前提しておるわけであ
りますから、その前提をそのまま取り
まして、それに対してやはり九百倍を

一率にかけたと同じような考え方から
二・五倍を掛け、両方同じように扱
う根本自身には非常なむらがございま

すが、扱いとしては九百倍の倍率を掛
けると同じような意味におきまして、
田畑におきまして二・五倍を掛け

る、こういうふうな考え方によつてお
る次第でございます。

○三好始君 只今の問題は田の場合
は賃賃価格の四十倍という数字があり、
畑の場合は四十八倍ということになつ

ておる、それを二・五という数字が
出て来たのは、田の四十倍という数字
を今回の賃賃価格の九百倍というよう

に合せるために二・五という数字を
出したじやないかと思ふのであります
が、そうすると、畑の方は賃賃価格の

千八百倍ということになる。畑の方
の九百倍以上の過重な税金の結果が起
るのではありませんか、それを逆に畑の賃賃

価格の倍率に合せるように二・五と
いうものを引下げること可能である
のじやないかと思ふのであります。田

の方へ合せたのが農業に対して非常
に重い税金をかける結果を招来いたし
ておるのであります、これは到底私達

にとつて納得のできない点でありま
す。何故これを畑に合せるような考え
方が生れなかつたか、一応承りたいの

であります。

○政府委員(鈴木俊一君) お話の如く
畑の四十八倍というものを基礎にいた
しまして、田の方が賃賃価格の九百倍
になるという数字を出すことも

勿論可能でございますが、これは立
案の基礎に考へております点は先程も
申上げましたように、現在の四十倍、

四十八倍というその数字は、やはりそ
れぞれ畑と田との収益の状況を如実に
反映したものである、それだけの差が

ある、このように前提で四十倍、四十
八倍のものをそのまま採りまして、主
体となつておる田を中心にしたしまして

その倍率を計算したような次第であ
ります。

○三好始君 只今の問題は現在の農業
の実情から考へて、私は農業の収益力
がそれ程重視に堪へるものではないと

思つておるのであります。見解の相違
ということになりますので、今回はこ
れ以上の質疑はいたさないことにし

て、最後に一点伺ひいたして置か
す。

○三好始君 只今の問題は現在の農業
の実情から考へて、私は農業の収益力
がそれ程重視に堪へるものではないと

思つておるのであります。見解の相違
ということになりますので、今回はこ
れ以上の質疑はいたさないことにし

て、最後に一点伺ひいたして置か
す。

○三好始君 只今の問題は現在の農業
の実情から考へて、私は農業の収益力
がそれ程重視に堪へるものではないと

思つておるのであります。見解の相違
ということになりますので、今回はこ
れ以上の質疑はいたさないことにし

て、最後に一点伺ひいたして置か
す。

○三好始君 只今の問題は現在の農業
の実情から考へて、私は農業の収益力
がそれ程重視に堪へるものではないと

思つておるのであります。見解の相違
ということになりますので、今回はこ
れ以上の質疑はいたさないことにし

○岡村文四郎君 一応問題を限定し

て、固定資産税について農民の場合を限定して御質問申上げます。負担の均衡を失つたから、この際財産に對する課税の均衡を得たいというので、こういうふうにするというお話でございませう。農家が今一体どういふ境遇にあるかという問題であります。非常に長くなつて根本から議論しなければなりませんから、それは先ず置きまして、現在でさへも、重税に追われて、どうして方法がつかないでおるのが現状であります。そこで今賦課したそうとしております市町村税も、今後これが通りまると賦課いたしますので、税金は全く悪税であります。ここに数字を挙げて沢山出してありますが、それを讀まないでも分ると思ひます。そこで現在のようないふ情で百姓にこれ以上負担をさせるような法律は、断じていかんことであり、やむべきことである。全部とは申上げませんが、大半、全農家の七〇％くらいは支拂能力を持ちません。そこで今日これを如何にするかの問題であります。恐らくこれを修正してどうしようということにはならんと思ひますが、こういうことをしないで、何ほでも税金は取る方法があると思ひます。岡野国務大臣は税を担當していろ／＼御心配を願つておりますが、大蔵大臣の今まで言つております、そこにも今事務官が言われておりました、税を七〇億減税した、かように繰返して言つております。税の軽減、國民の負担の軽減する時分には経費を削減するのでなくては、決して軽減にならないのであります。今のうちに、そのまゝの価格で売つたのでは、買手が耐えられないといふので、補給金をそれに充ててゐる。補給金を減

らしただけで、そうして、それが皆國民の負担になるのであります。殊に百姓の使います肥料の如きは、非常に補給金を削減して、そうして百姓に転嫁して行くのであります。何も片一方を安くしたといつても右手で税を取ることをやめなければならぬ。それをいふといふと、漫然と減税した、こういうことをいつておられますが、一体それで百姓は満足することにはならぬのであります。百姓は肥料が今現在、今までの価格の一・七倍になつております。それを買ひますが、それを買つて使つたところの価格は、パリティー指数に入ることになつておりますが、総体的な数字から申上げますと、決してそれだけ安くはならぬのであります。税金はかかる、そこで価格はそれだけ上るのであります。そういうことで今後立つて行くか行かぬかの瀬戸際にあります百姓にこの税金をかけたとしても、断じて拂えない。拂うのではありませぬ。拂われない実情にあることがはつきりしてあります。これを一体どうお考えになるか、お伺ひいたしたい。

○国務大臣(岡野清素君) お答え申上げます。只今これ以上の重い負担と申しますのは、多分現行より高い税をこれを農家に負担させるというやうな御意味でおつしやつたのではないかと御伺ひいたしますが、これは私の考えといひましては納税者といふものは国税と地方税と両方合せて同じ懐から出すのでございませうから、地方税であるが、国税であるが、それを合せたものが減れば負担はやはり軽くなつたと私は考へたい。それから先程仰せになりました今日の農家が非常に困つておるといふこともよく私も承知してお

ます。併しそれはただ農家ばかりでなく一般の財界人も皆困つておることは承知でございませうけれども、終戦後こういう苦難の途を我々國民は辿つておる次第でございまして、できるならば自主独立の財政を強化して、そうして地方自治体が立派に自分でやつて行けるようにしたいと思ひまして、地方の財源を確立したわけでございます。その点におきまして、私はお説の通りに地方税といひましては成る程お説の通り今までのよりは高くなつておりますけれども、一方に国税の点において減税をしておりますから、總計いたしますと農家に対する税金は従前よりは少いといふ考で立案をしておる次第でございます。

○岡村文四郎君 話が分つておらん。併しながら、国税と府県税、市町村税を合せて安くなれば負担が軽くなつておることには違ひありません。そこで大蔵大臣がしば／＼申されまますように、国税で減税したと言われまますが、決して税金を減税しても外で取られれば負担の軽減には何もしらんのであります。価格差補給金をそれだけ減らし、その品物が上つて来て、その上つたものを農家に売つたのでは何もしらん。高いものを買わなければならぬので、それは体裁のよいことをやつたに過ぎない。そういうことを言われても我々は聴くわけにはいかないのであります。例えば先に申上げましたように肥料の価格差補給金を取つてどん／＼肥料は上つて行つた。その上つて行つた肥料を百姓は買わなければならぬ。その高い物を買つて使つて作物を取つたものは、成る程米麦もパリティー計算に對して肥料の上つた分は経費負担の計算に入ることになつております。併し總体的に見たならば、計算には入つたが、米麦の価格は上るものでありませぬ。やはり百姓は損なのであります。だからさういふ、先申したように減税するといふことは経費の面を減してこそ、初めて國民の負担は減るのであります。価格差補給金が減つて高くなつたものは何れも外國人が買つたのではないのであります。日本人が買つたものであります。この価格で売られたものは國民の負担になるのであります。そんなものが減税なんといつておるから話がまづい。これは減税ではございませぬ。ただ価格差補給金を税で取つておつたものを取らないで、おの／＼の者が負担をするといふのに過ぎない。そうでなしに、百姓が現在までに拂つて参りました税金より以上、今度この地方税法案が若し不幸にして通過いたしますと、高くなりまます。高くなつても、拂われないといふ現状でありますから、そのことをどうするかということをお聴きしておるわけですね。これは要するだけの経費は、國は國、都道府県は都道府県、村は村、町は町で、住民が負担しなければならぬのは、これは当然のことなんで、それは何も異議は申上げませぬ。併しながら、取れるやうにして置くことは非常に危険であります。例えば申上げますと、現在の國の所得税に課する分が、現在予算の九五％納入になつておるということでありませぬ。あと五％しか予算に對する不足はない、ところが、未納が一千四百万円もあるといふにやないですか。こういうことを昨日も奥議員が聴いておりましたが、そうすると非常に余計

なものをかけて國民を苦しめておる。こういう日本の現状においては、賦課額は成るだけ低くして、年度途中で賦課の更正、予算の更正も止むを得ないから、先ずできるだけその額を低くしてやるというのが、最も親切な行き方じやないかと私は考へております。又考へかりじやなしに、是非そうすべきであると思ひます。今度のこの地方税法に對しますこの賦課の方法も、これは是非どうでなくして、こういう面倒なことを言われても、それはいかな。こういう肚を決めて貰はんから、話が面倒です。大臣から昨日いろ／＼お話を聞きましたが、大分交渉したといふことでありますが、交渉をして、その交渉が調わなかつたら一体どうするかといふのです。それが肚の問題です。何も大臣をしておらなければならぬといふこともありませぬ。ここまでは来る肚でなければ、日本の國民は助かりませぬ。俺は何とかして大臣をしておりたい、俺は政務次官をしておりたい、これじや立つて行かれないのです。そこで腹を決めて行かれないで、つて頂きたいといふのが我々の念願です。これは日本の百姓は皆さうです。作つた物をいゝ加減な価格で取り上げて……百姓は何故貧乏になつておるかという説明は時間がないからいたしません。さういふわけで、肚の決めどころが非常に水臭い。どうしてもこういう税を通して百姓から取らなければならぬといふことが分らない。肚の決め方が足らんから、押し付けられて、さうでございませうかといふことで、こんな結果になつておる。その点大臣如何ですか。

○国務大臣(岡野清素君) お答え申上

げます。私はただけはあるつもりでおります。今後努力いたしまして、御期待に副うようにいたしたいと存じます。只今の段階では、その財が物を言っております。これはお説の通りでございます。併し、今後御期待に副うように、財をもう少し突出して働きたいと思ひます。

それから先程のお話は、地方税の問題と少し懸け離れまして、百姓が買物が非常に高くなつて、そうして百姓が生活的に、若しくは納税上非常に困るだらうということを言われておるやうでございますが、これは総合経済計画の中に入りますものから、これは又別問題としてお考えを願ひたいと思ひますが、政府といたしまして、百姓にそういうような苦難を與えないように、折角計画をしておる次第でございます。御了承願ひます。

○岡村文四郎君 沢山ありますが、私一人喋つたのではまずいので、もう一つ質問して後の人に譲ります。賦課をいたしますと、納期に納入ができません、恐らく非常に多いと思ひます。遺憾ながら、二十四年度の所得税さえも拂わぬのがあつたやうであります。これは拂わぬのではなくて、拂えないやうであります。固定資産税を賦課して、そうして納入もしない時分に、農家の持つておられます住宅と土地を差押えて処分をする。そうすると、処分をしたばかりではいかんが、これは一休どういふことにお考えなのか。現在の百姓の土地は、名義だけ持つておるのではありませんか。北海道のアイヌと同じで、所有権は持つておつても、保護されて、売買もできないし、どうにもならんと同じであります。

これを滞納処分にかけた時分に、政府は下の方にどうせよという指示をするか、お聴きしたい。

○国務大臣(岡野清彦君) お答え申し上げます。沢山の農家の中には、非常に困り、そうして滞納処分になつて、自分の持つておる土地とか家屋とかというものを差押えされ、同時にそれを滞納処分につけられなければならぬというやうな情勢の方もあつたやうと存じます。併し今後我々といふ力に公平にかかつて行くやうにやつて行きたいと思ひます。今後は負担能力の全くない者に非常な重税がかかるという事は出て来ないであらうと存じ、又出て来ないやうにしければならぬと考へております。併しそういうやうなことは、農家に限りませず、外の商工業者におきましても、いろいろ私も耳にしておる次第でございます。ただ私の希望いたしますところは、今までは中央政府の指令によつて、遠い遠隔の土地で徴税をいたすものでございまして、訓一的又は均一的に、或いはその納税者の実情とやうものをよく見ないで課税をして、そうして重課されたという点もないではないかと思ひますが、今後は地方自治団体が自分自身で自分の議会にかつて、同時に自分自身の手において徴税をするという事になりなすものから、狭い範囲でものを見て徴税いたしますから、飛び離れたあの人にこんな課税がかかるのではないかとやうなことは出て来ないだらうと考へております。その意味におきまして、将来はこの税法案をお通し下さればよ

くなつて行くと、こう考えます。先程、不幸にしてこの法律が通ればという仰せでございましたが、どうかそれは幸福にして通して頂きますやうにお願いしたいと思ひます。

○岡村文四郎君 今のお話は、全然私は喰ひ違つた意見を持つております。なか／＼お話ししてもいかんかと思ひますが、一つだけ聴いて置きたいのは、協同組合の持つておる財産の見方でありまして、これは毎月資産表が出ております。持つております財産ははつきりと分つておりますが、これを一体どう見られるかの問題であります。これは今大臣のお話を承りますと、こういう法律は示すが、地方でよろしく査定その他の方法はやつたら円満に行くと、こういうお話であります。ところがそうではない。むしろ悪くなつて行くのが実情なんです。これは大蔵省がやつておられますことでも、地方の税務署の悪いことを言つたり、まるで我々の地方では、博労が馬をかうのと同じです。という事は、百姓の税金を、村でまとめて申告書を持つて行つて、そうしてその申告によつて高い安いを決める。ところが、その申告書では決まらんものだから、総括して何百万円とどうだ、こういうので総括して決めて、そのまま納入をしておつても、後でちゃんと村で百姓に割当てて税金を取つておる。そんなことは決して申告によるものではないのであります。今お話しになるやうなまいことには行かんと思ひます。そこで協同組合の財産を、これは却つて事務の方が詳しくと思ひますが、どういふ見方によつてかけようと思つておるか、それをお聴きしたい。

○政府委員(奥野誠亮君) 協同組合が持つております固定資産に対する固定資産税の課税標準をどうするかというふうな意味の御質問かと思ひます。御承知のように固定資産税は毎年一月一日現在にありまして、その資産に課税するわけでありまして、又課税の標準は適正に時価をとるわけでありまして、けれども、その時価は一月一日現在における時価とるわけでございます。

従いまして協同組合の持つております固定資産でありまして、他の事業者の持つております固定資産でありまして、その間に均衡のとれたやうな評価をしなければならぬと思ひます。ただ法律上は最低限度を規定いたしておりました。その所有者が法人税や所得税の所得の計算の際に減価償却額、又は減価償却費を主張する場合にございまして、その場合の基礎となる価額を下つてはならないというふうな書いてあるわけでございます。大体において貸借対照表又は財産目録に記載されております額というものが、その主張の基礎となると思ひますので、この額を下つてはならない。その範囲において適正な時価を市町村が決定して参らなければならぬ。そこで先程減免の問題をお話になつたわけであります。特に市町村といたしまして、協同組合に対しまして特別な政策を採りたいというふうなことを考えました場合には、価額を決定いたします場合には、億くまでも私は適正な時価でなければならぬ。又そういうふうな法律に規定いたしてあると思ひます。ただ問題は、それにつきまして減免の措置を講ずることは、これは市町村の議会が決めますれば自由である。そういう

ふうな建前にいたしております。

○木村義八郎君 岡野国務大臣に若干御質問したいのでありますが、先ずお聴きたいことは、地方財政或いは地方税制、この問題は、統合予算とか総合的な税制、そういう立場から国務大臣はお考えになつておられると思ひますが、この点に關する先ず御所見を伺つて置きたいと思ひます。

○国務大臣(岡野清彦君) お答え申し上げます。この地方税法案を提出いたしましたににつきましては、これは無論納税者の立場を十分考慮しまして納税者の負担がどうなるかということを、国税と地方税とを調節しまして、そうして組んでおるものでございまして、お説の通りに総合的に考へて編み出してゐることを御承知願ひたいと思ひます。

○木村義八郎君 そういたしますと、今後若し一般会計予算或いはその特別会計予算、そういう地方財政以外の方面において、その変化が生じた場合、やはり地方財政或いは地方税制についても、それは考慮される必要があると思ひますが、その点ではどうですか。

○国務大臣(岡野清彦君) お答え申し上げます。勿論今後国税の方において負担の、何と言いますか、いわゆる課税の差が出て来るという場合には、やはり地方自治体の住民たる国民、即ち一般国民の納税力というものをよく検討しまして、そして国税と地方税とで総合的に考へて、両方を相関連して立案しなければならぬと、こう考へております。

○木村義八郎君 そういたしますと、これは前は本多回務大臣が担当されて

おりましたが、今度は岡野閣務大臣が担当されることになったのですが、この前の国会における当時と現在とにおいて、今後の予算の見通しその他については重大な変化が来ると思うのです。この朝鮮事変が起きて以後、今後或いは終戦処理費とかその他において一般会計予算においてもいろいろ変化が来ると思うんです。そういうその全体的な総合的な予算の見通しを一応お考えになつて、この地方財政なり地方税制なりを、これを検討されたかどうか、この点をお伺いして置きたいと思ひます。

○岡野大臣(岡野清彦君) お答え申上げます。

御承知の通りに、大蔵大臣が言明いたしておりますように、来年度には一千億くらい減税をしたい、こういうようなことを目ざしておるわけであり、それは朝鮮事変の起きない前の構想でございます。従いまして朝鮮事変が起きて、将来国費が非常に出て来るのじやないかと、こういう御懸念でございますが、我々閣内では、この一週間ばかり考へております。これは、只今のところではそういう方向にまだ変化を来たすような情勢の見通しはないと見ておりますから、やはりこの前に閣議案を出しましたときと同じ状態であるということをお考え下すつて結構だと思ひます。

○木村八郎君 まあ、これは今度大蔵大臣にもお伺いしなければならぬんですが、只今の御答弁ですと、甚だ我々理解が行かないのは、来年度のことでなく、本年度においてもすでに相当の補正予算が問題になると思うんですけれども、無論本国会に出さないと

言つておりますけれども、もうすぐ目の前に見えておる特需関係から来るいろいろなものがあると思うんです。やはり終戦処理費以外において占領軍が物資を買ひ付け、そうしてドルを以て買付けけるのですが、それは又終戦処理費との関係が明確でないと思ひます。いろいろそういう関係、例えば輸送なり或いは通信費なり占領軍がどういう計画でやるか、そつちの方も殖えて来ると思うんです。恐らくそういうものをいわれる特需関係から物資が、軍需物資が吸ひ上げられて、御承知の通り円が又出て来れば物価も上つて来ると思ひます。そういう物価騰貴の關係等を考へて予算は相当殖えたいと思ひます。そういうやうな観点から、この地方財政なり、地方税制を考へなければならぬのであつて、すでに政府は三百億のネット減税と言つておりますけれども、方針としてはあつてお尋ねしたいのですが、この減税がただ予算上においては三百億でしようけれども、一体これがそのどれだけ減税になるかという、一般の大衆においては決して減税にならないのです。そこで總体としてこういう措置を講じておるが、やはり重税に苦しんでおる状態なんです。そこで今後又仮に国税の方において殖えたいやうなことが起き、又物価が騰貴するといふことで、國民の負担が増加するといふ見通しに立てば、地方税をこの程度に減山取るといふことについては再検討しなければならぬ点もあると思ひます。そういう見地に立つて、この総合的な見地に立つて、一応この地方税法の問題をお考えになつたかどうか、

この前の本多閣務相が担当された当時と違ふと思ひます。従つて總司令部に對する交渉におきましても、事情の情勢の変化といふものをやはりよく説明して、そうしてこの前の国会において我々修正をやはり提議したのは、やはり重過ぎる、もつとこれを軽減するといふことが我々の念願であり、國民大衆の念願だと思ひますが、額においては軽減になつておらないのでありまして、そういうことを念頭におかれて検討されたかどうか、もう一度、くどいようですがお尋ねしておきたいと思ひます。

○岡野大臣(岡野清彦君) お答え申上げます。私も丁度朝鮮事変が起きまして直後に就任いたしましたので、それで地方税法と取組んでおるわけでございますが、又同時に閣内の他の閣僚ともいろいろ御懸念の点は今仰せの通り十分検討しておる次第でございます。併し只今の段階におきましては、私は今までの立案で適當だといふ信念で、殊に木村さんのおつしやる今年の徴税についても、何か影響がありませぬかといふやうなことも御懸念のようですが、今年の徴税に對しては無論何らの変化を来たしてはいない、これは考へておる次第でございます。

○木村八郎君 これはまあ見解の相違になりますから、この程度にしておきたいと思ひますが、岡野大臣は今度の方は附加価値税という形で出さないで、事業税の修正という形で今年の十二年まで徴税するといふ案を出されておりますが、その理由としてこの附加価値税は流通税であるから廻つてこれを徴税することは困難だ、いわゆる転嫁されてしまふものであるから、

いう御答弁です。この点私は非常に重要だと思ひますが、岡野大臣は附加価値税を流通税、まあそれは取引高税みたいな方向において考へられるのか、營業稅的に考へられるのか、その点は重要な点だと思ひます。御承知のようにこれは營業稅の一種であつて、取引高税の変形したものだ、こういう性質のものだと思ひますが、併しこれをどつちの方向において考へるかといふことは非常に重大な問題であつて、相當議論の余地のあるところで、私はこの今の岡野大臣の御答弁で、これは流通税として規定して行く、と大体こういうやうな意見で答弁されたとんじやないかと考へられました。これは無論流通税一本ではないと思ひます。營業稅的なあれがあると思ひます。併し、その傾向、方向、ウエイトをどつちに置いて考へるか、これによつて相當又違つて来ると思ひます。その点はどういうふうにお考へになつておりますか。

○岡野大臣(岡野清彦君) お答え申上げます。取引高税はとにかく個々の段階におきまして取りますもので、二重にも三重にも重複して課税されるというやうな欠点もありません。附加価値税の方がいいと思ひます。

それからまあ學問的には収益税であるとか、流通税であるとか何とか、附加価値税の性格についていろいろ言われておりますが、併し結局これは転嫁されて行く、こういう意味において流通税の性格を派山持つておる、こういう意味で御承知願ひたいと思ひます。

○木村八郎君 その流通税の性格を持つておると言ひますけれども、これを流通稅的と言つても、取引高税は無論重複課税になつて非常に弊害があるもので、むしろお話のようにこの附加価値税の方が遙かにいい。もつとはつきりするためには最終に小売課税をすれば本来は重複課税になつて一番徹底していいわけですね。ところが附加価値税においては單に流通稅的な考へばかりでなくして、そこに營業稅的なものがあると思ひます。そこで營業稅的な考へで行くのか、或いはこの取引高稅的な、そつちの方にウエイトを置いて考へて行くのか、そのウエイトの置き方、どつちかという意味はいけないと思ひます。この点は相當財界でも學界でもいろいろ問題のあることだと思ひますけれども、そのウエイトの置き方です。この間でも、そうでなくしてこれは相當營業稅的にウエイトを持つて行くといふ意見が相當あつたんです。これに對して岡野大臣は取引高稅的ないわゆる流通稅的に持つて行くといふ考へ方の方にウエイトを置いて行くか、どつちにウエイトを置いて行くか、どうもこの間でも、

○岡野大臣(岡野清彦君) 學問上の議論につきましては私は木村先生とどうも太刀打はできないと思ひますから、如何にこれをとり立てて行くかという技術面におきまして事務官から御説明申上げますから、それにおいてその性格もあなたで御判断を願ひたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 流通税であるとか、いろいろ學問上の名前につきましては議論も起るだらうと思ひま

す。大抵税につきまして、これは所得から拂わなければならない税金であるか、或いは経費から拂わなければならない税金であるか、この二つに分けることも一つの考え方だと思ふ。その際において附加価値税は所得から拂わなければならない税金でなく、経費から拂わなければならない税金であるか、かように考えます。従来の事業税は所得を課税標準にいたしてありまして、従つてこれは所得から拂わなければならない税金であつた筈でありますけれども、御承知のように所得税や法人税や或いは市町村民税や道府県民税や、更に事業税まで、所得に累加的に課税されておるので、余りに多くの部分が所得から持つて行かれた。これでは事業が成り立たないで、止むを得ず転嫁されざるを得ない。そこに不公平な転嫁が行われておつたのだと思ふ。従つて本来の税法の建前上予定されておつたような転嫁関係でございまして、違つた妻が現実の上に現れておつたのだと思ふ。これを附加価値税の面におきましては経費から拂わなければならない。原則的には消費者に転嫁されるべき税金である。併しながら取引高税がやはり同じようなことを建前にしながら、現実には、或いは企業の合理化によつて吸収される場合もあるし、好転する場合もあるだろうと思ふ。同じようなことはやはり経済界の变化その他によつて起るだろうと思ふ。これは考へておきます。ただ立法をする際に狙われておられるところは、経費から拂わなければならない税金として考へて行きたい、かように考へておきます。

○木村八郎君 次に税の転嫁の問題についてお伺いしたいと思います。この地方税法は、この特色は転嫁する場合が相当多いと思ふのです。ですから地方税法については転嫁のことを考へさせんと非常に了解に苦しむ点が大分あると思ふのです。例えば附加価値税でも利益主義である。利益主義に基づいて、結局利益主義というのはいわゆる府県とか公共団体から、或る企業が利益を受けておられるから、それに対して報奨的に税金を納めるといふ、こういう見地に立つておられると思ふのです。いわゆる租税力を元にしておられるのではなく、利益を蒙つておられるから、利益主義だと思ふのです。そのとき企業にかけますけれども、企業は転嫁するわけですね。これを消費者に転嫁するといふことが建前になつておられる。そういう場合どういふふうに移転したらいふか。その企業が公共団体や地方自治体から利益を蒙つておられる。従つてその企業自体が報奨的にその利益に對して負担をしなければならぬのが、それは消費者に全部転嫁できるのです。それではその企業はこれを負担することになる。消費者がこれを負担することになる。この点はどういふふうに移転したらいふのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) その疑問に對しましては、或いは地方税を、或いは国税を負担して貰うわけにございませうけれども、従来は余りにも所得を中心にして課税し過ぎた嫌があると思ふのです。市町村の段階で申上げますと、市町村民税が所得を個人のみならず法人にも採用しておつたわけでありまふ。又事業税附加税におきましても同様であります。又府県の段階におきましても府県民税がそうであるし、事業税がそうであつた。国税の段階にお

いては言うまでもなく法人税や所得税がそうである。このような形が果して適當であるかどうかというところが問題になるのです。今の税制改正におきましては、国の段階におきましては所得税を課税標準にいたしまして、事業に對しましては所得税や法人税を課税するわけでありまふ。府県の段階におきましては、事業の分量と申しますか、附加価値税といふものを課税標準にいたしまして課税して参るわけでありまふ。市町村の段階におきましては、事業上の固定資産を課税標準にするのでございまして、尙新税の形にいたしてこれに課税して行く、こういうふうな形におきまして事業に對する負担を求めて行つた方が全体として公平な課税になるのではないかと。こういうふうな見地に立つておられます。

○木村八郎君 そこでお伺いしたいのは、その方が公平だといふのが問題になるのです。固定資産税でも、例えば家賃に転嫁して行く。それから又今の附加価値税でもそれが消費者に転嫁して行く。この転嫁の形が非常に問題になると思ふのです。例えば流通税であるから消費者に転嫁すると言いますけれども、公定価格制度を採つておられる場合は公定価格を上げれば、課税分だけ上げれば消費者に転嫁するといふことがはつきり言えるが、公定価格制度を撤廃して自由競争にする、そういうときに転嫁の形がどういふふうになるかと考へになりますか。有効需要によつて価格は決定される。自由競争によつて決定される。そうすればその企業が負担しなければならぬといふことになつて来ると思ふのです。企業が負担した場合これは誰に転嫁するか、これは労働者に転嫁します。賃金の切下げとか、賃金を上げないとか、労働強化とか、そういう負担が家賃の形において労働者に転嫁される。又附加価値税がやはりそういう形において労働者、勤労大衆に転嫁される。結局そのしわがさういふ勤労大衆の方に転嫁されるという形において、こういう地方税法の改正が行われているという点に非常に問題があると思ふのです。そこで結局仮に三百億減税になるとして、そこが問題だと思ふ。附加価値税において地方の企業が負担したことになつておられますけれども、それが転嫁されれば地方の企業が負担することにほならないのであります。一体誰のところに転嫁されて行くか、そういう御調査があるのですか。最終的にこの固定資産税なり、或いは附加価値税なりが誰に一体転嫁されて行くか、最終的には、もう転嫁できない人、転嫁できない人といふは結局労働者です。労働者は転嫁しようとして賃金値上をしよるとすれば首を切られる。そういうことになれば転嫁できない。或いは農民。そういうところ、皆経済的に弱い、弱者のところに転嫁されて行くのです。そういう何か最終的に転嫁されて行く、そういう御調査、そういう三百億のネット減税といふますけれども、転嫁を考へた場合の租税負担、こういうものを考慮に入れなければ租税の負担割合といつても意味ないと思ふます。これは地方税だけでもないと思ふますが、外の場合においても非常に問題だと思ふますが、そういうことを地方税改正においてお考へになつたことがあります。

○政府委員(奥野誠亮君) 大体木村さんの考へ方と變つておられるところはないと思ふのでありますけれども、租税負担は究極においてやはり国民所得の中から拂われることになるだろう、こういうふうな考へておられるわけにございませう。それじや租税負担が一体誰に負担されるか、こういうことが一番の問題だ、こういうふうな御指摘になつておられるのだと思ふます。従来事業の負担します税といたしましては、取引高税とか事業税があつたわけにございませう。二十四年度におきましては、その額を合計いたしますと九百億、四内外に及んでおられます。これが附加価値税になりますと約四百二十億、現在の事業税だけであります。取引高税分がそれだけ少くなるわけにございませう。それじや従来は事業税、取引高税といふものが事業者に對して負担されておつたかどうかと申しますと、私はやはり転嫁されておつた、かように申上げたいのでございませう。そういういたしますと附加価値税はやはり転嫁されるやうでありますけれども、取引高税や事業税の額よりも少くなるのじやないかと、かようなこともいいたいのであります。この転嫁関係がどういふことになるかといふことは、これは社会情勢の如何によります。労働者は弱者だといふやうな場合があります。或る場合には強くなる場合もあるだろうと思ふます。これは単に社会情勢だけじやございませう、いろいろの方面から結果が變つて来るだろうと思ふます。大体それじや誰に転嫁するかといふ問題は、結局分配国民所得の面において、どう負担されるかといふことになるだろうと思ふます。分配所得の問題になつて参りますと、或いは企業の

るに拘わらず、勤労者だけは千六百円しか減がないというのは余りにも不均衡じゃないかと思ひますが、その点はどうかお考えですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 一応現在のベースを基礎として考えましたならば、御説誠に御尤もだと思ひます。ただ現在非常に強固な現われておりますところの事業負担の中小企業のところの負担が非常に重い、これは大企業におきましては相当事業の分量において負担して貰う、こういうふうな関係からそちらに負担が移り変つて行くという関係で、特にこういう数字が顯著に現われる、こういう点は御了承を願ひたいと思ふのであります。

○佐多忠隆君 その点はよく分りますので、従つて商業者、工業者、農業者の階層の減が非常に大きく出ていることは勿論賛成でございますが、それならばそれは中小企業の人たちが非常に重いというこの故にそうなるのである、そこをそれだけ減するための措置はむしろ大企業なり、大企業に寄せるべきであつて、勤労者に寄せるべきではないと思ふのですが、勤労者に専ら寄せてあるという点が不可解だと思ふのであります。

○政府委員(奥野誠亮君) この勤労者というこの区分が果していいのかわからぬ問題であります。勤労者というのは給與所得者であります。商業者でありまして、工業者でありまして、農業者でありまして、所得十万円、二十万円の段階は先ず勤労者、通俗的な意味で以ては勤労者であると思ひます。勤労者が給與所得の面から余りに少ないのではないかとお話し申し上げると思ひますが、これは先程お話し上

げました所得の問題がかなり影響しているだらうと思ふのであります。国税、地方税を通じて、その点をよく勘案して貰ふなければならぬのであります。何分事業を行なつてゐる者の負担が重過ぎるのであります。このような改正の結果になつてゐるわけでありまして。

○木村福八郎君 関連しまして、住民税の先程の御説明では、住民税の負担の増加ですね、これは全国平均でございますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 住民税は、新しい市町村民税につきましては市部の例を取つております。従つて均等割は六百円で計算いたしております。それから従前の住民税は、これは一納税義務者当たりどこにいましても千四百五十円でありまして、同じことになつてゐるわけでございますので、一応基礎になりまして府県なり、市町村の條例は、東京都の條例を取つております。

○木村福八郎君 そうしますと均等と全体としては減るのではないですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 東京都並びに五大市の場合にはこれよりも二百円減ります。町村に住んでゐる人の場合は二百円下る、大体全国的な平均のところで捉へてゐる、こういうふうな考へて差支えないと思ひます。

○木村福八郎君 そういう平均で行くのでいいのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 所得割は所得税額を課税標準に使つてゐるので、どこに住んでいても同じことでございます。そうして従来の住民税は大體二割を均等割、二割を資産割、六割を所得割という課税の方式を取つておつた

のが大体平均的なやり方でございまして、東京都がそれに似つかわしいやうな方をしておりますので、これで取ることとが先ず平均的な課税の仕方だと、かように考へて頂いて差支えないと思ひます。

○木村福八郎君 人口区分の面からいへば違つて来ますね。

○政府委員(奥野誠亮君) 人口区分から見まして先ずその辺のやうと思つておられます。均等割の平均を取りましたら六百円よりもちよつと下るのではないかとと思ひます。

○佐多忠隆君 先程の質問の勤労者だけが負担の減が少ないという点について、御説明を納得できないのですが、特に税の徴収の実績からいふと、勤労所得が一番よく納めてゐる。実質上は或る意味では負担が一番重くなつてゐるというふうな思ふのですが、にも拘わらずその配分が少しもなされてゐない、余りに不均等に考へられてゐるという点でもう少しこの点を配慮した改正をする意思がないか。

○政府委員(奥野誠亮君) 表現の面だけを御覧になりますと、そういう結果になるわけでありまして、改正後の負担額が幾らになつてゐるかという点を御覧頂きますと、同じ十万円でありまして、勤労者のところでは二十五年度は九千八百幾ら、商業者では二万八千幾ら、工業者では二万八千幾ら、農業者のところでは一万五千幾らというところになつてゐるわけでございます。先ずこの辺のところでは現在のところ均衡がとれてゐるのではないかと、いふやうな考へ方をいたしておるわけでありまして、

○佐多忠隆君 その点になりますと、

例へば二十万円の階層で、特に地方税だけに限つて考へて参りますと、二十万円の勤労者においては、固定資産税と市町村民税で増加になつてゐるのが約七千円だと思ひます。然るに、商業者においては、むしろ三千円のマイナスになつてゐる。工業者においては五千円のプラスになつてゐる。それから農業者においては八千円の増加になつてゐる。そういうふうな、或る部分においては減になつてゐる。そして勤労者と農業者だけに非常に多くの増になつてゐる。ここにそれらの不均衡が最もよく現われてゐるんじゃないかと思ふのですが……

○政府委員(奥野誠亮君) しばしば申上げますように、事業の負担が、地方税におきまして非常に重く、反面において土地や家屋に対する負担が軽い。或いは又、所得を税源とした市税といふものが、専ら国税にたいして独占されておまして、市町村においては殆んどなかつた。こういうふうなやうな方を案を案として、むしろ市町村におきましては、所得を税源とするところの市町村民税、この比重を非常に大きくして行きたい。こういうふうな改革の狙いを持つてゐるわけでありまして、それによりまして市町村の自治行政に対して、積極的なその内容を重視し、進展に協力するやうな態勢をとつて行きたいという政治的意図を持つてゐるわけでありまして、従ひまして、税種によりましては、個々の納税義務者間に相当の負担の変化が現われるのは事実でございます。むしろ現わそうとした努力があるのではないかと、いふやうな考へ方をいたしておるわけでありまして、

○佐多忠隆君 私の申上げてゐるのは総合的に見て、非常に階層別に、或いは職業別に不均衡があるが、その不均衡の最も甚だしく現われてゐるのは、特に地方税だという意味で申上げたのであります。

○政府委員(奥野誠亮君) 今のお話は、地方税を総合的に見てというお話のように承つたのですが、私は国税地方税を通じて総合的に見て頂けんやうかと、かように申上げてゐるわけでございます。

○佐多忠隆君 地方税、国税を総合的に見ると、さつき申しましたように、例へば二十万円のところで申上げますと、勤労者は八千円にしか減になつてゐないのに、商業者は一万七千円の減になつてゐる。それから工業者は一万三千円の減になつてゐる。農業者は一万九千円の減になつてゐるというやうに、総合的に見ても現に均衡化が行われてゐない。均衡が行われてゐない最たるものは、特に地方税における附加価値税、固定資産税、市町村民税の三つを合計した場合に、特にそれが顯著に出て来るから、むしろその不均衡の原因はここにあるのではないかと、従つてそれらのことを勘案して、もう少しお直しになつてゐることをお考え願ひたいかという意味です。

○政府委員(奥野誠亮君) 大変言い方は悪いかも知れないのでございますけれども、今度の税制改革におきましては相当納税義務者間に負担の關係に不均衡が生じて参ります。これも

方税を合せまして、総合的に計算するの一番いいのではないかと、いふ考へ方が、根本になります点を御了承願ひたいと思ふのであります。

○佐多忠隆君 今の申上げてゐるのは総合的に見て、非常に階層別に、或いは職業別に不均衡があるが、その不均衡の最も甚だしく現われてゐるのは、特に地方税だという意味で申上げたのであります。

○政府委員(奥野誠亮君) 今のお話は、地方税を総合的に見てというお話のように承つたのですが、私は国税地方税を通じて総合的に見て頂けんやうかと、かように申上げてゐるわけでございます。

○佐多忠隆君 地方税、国税を総合的に見ると、さつき申しましたように、例へば二十万円のところで申上げますと、勤労者は八千円にしか減になつてゐないのに、商業者は一万七千円の減になつてゐる。それから工業者は一万三千円の減になつてゐる。農業者は一万九千円の減になつてゐるというやうに、総合的に見ても現に均衡化が行われてゐない。均衡が行われてゐない最たるものは、特に地方税における附加価値税、固定資産税、市町村民税の三つを合計した場合に、特にそれが顯著に出て来るから、むしろその不均衡の原因はここにあるのではないかと、従つてそれらのことを勘案して、もう少しお直しになつてゐることをお考え願ひたいかという意味です。

○政府委員(奥野誠亮君) 大変言い方は悪いかも知れないのでございますけれども、今度の税制改革におきましては相当納税義務者間に負担の關係に不均衡が生じて参ります。これも

その一つの表れだろろうと思ひます。勤労者の点におきましては、先程申し上げましたように四つとも同じ内容のものだろろうと思ひますけれども、給與所得は元金が少いわけでありまして減り方も少いのでありますけれども、減り方は或る場合においては絶対額で比較いたしましたんで、パーセンテージで比較しなければならぬという問題も一つございます。

それからもう一つは佐多さんのおつしやつております改正後の税額におきましては、それ、相当の幅がありまして、給與所得が一段低くなつておるわけでありまして、この低いところの度合をもつと幅を付けろ、こういう御意見なにかどうか、政府といたしましては先ずこの程度で以て今の段階においては適當ではないかというふうな考え方を持つておることを御了承願ひたいと思ひます。

○佐多忠雄君 先程から繰返して申し上げておりますように、例えば地方税において勤労者二十万円の階層において固定資産税で二千二百九円、市町村民税四千八百二十三円の増加となり、合計すれば七千円の増加になつておる。ところが商業者においては、これは附加価値税、事業税が非常に減る関係もありまして、三千円のむしろマイナスになつておる。こういうときに農業者においては八千円増えておる。こういう問題を勘案すると例えば市町村民税の負担が、勤労者なり農業者については均等割が重視されたのだと思ひますが、非常に過當に大きくなつておる。それらの点を勘案して頂いて、もう少しそういう人達に軽減をされるような、そういう改正をお考えになる必

要があるのではないかという意味なのであります。

○政府委員(奥野誠亮君) 今私がパーセンテージのことを申し上げたので、二十万円の段階をお取りになりましたが、もう一度具体的に申し上げたいと思ひますが、二十万円の勤労者の現行税額は四万六千九百四十四円でありまして、この人の負担は二十五年に改定されて八千三百四十四円減になるわけでありまして、約二割足らずということになるだろろうと思ひます。これに對して工業者の段階を一つ取つて参りますと、現行が八万三千二百三十七円でありまして、負担の軽減は一万三千四百五十二円でございますから一割五分余りだろろうと思ひます。むしろ工業者の負担の軽減の度合の方が低いといふことになるわけでございます。現行負担額そのものが、こういうふうに行負担額の方が低いわけでございます。給與所得の方が低いわけでございます。従つて絶対額だけを比較されますと、お話のような御意見が出て参るかと思ひますが、現行負担額の何割ぐらゐ軽減されるかというところに参りますと、段階その他によりまして若干差はございますけれども、給與所得者の軽減の度合が足りないのではないかというふうな考えをお持ちであることを御了承願ひたいと思ひます。

○片柳眞吉君 私は農地の固定資産税につきまして質問申し上げます。農地の固定資産税の課税標準であります。農地の公定価格は本年は現在の農地の公定価格に二・五倍を乗じた額、それから来年度以降は制限価格に地方財政委員会規則で定める倍数を乗じた

額、こうなつておりますが、この二・五倍でありますとか、或いは倍率等は別途の農地の統制価格がなければ、或る程度腹だめで決めることは止むを得ないと思ひますが、別途に相當嚴重なる農地の価格が統制をされておるに、而も非常に近い機会に政府におきましては現在の政策価格を適當な経済価格に改正をして行きたい、かような意図があるようにありますが、さうな場合におきましてはむしろ農地関係の法律で決めましたところの正當な経済価格をとりまして、これを基礎にして課税することが適當と存じます。が、先ずこの点につきましての御所見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(小野哲君) お答えを申し上げます。二十五年度につきましては、只今御指摘になりましたようなやり方をいたすのであります。その後の問題につきましては、この点については法律案にございまして、地方財政委員会がこれを決めることになつておるわけでありまして、勿論現状から将来を判定いたしますことは、只今まだ如何かと思ひますが、或いは米価の問題もございまして、その他御指摘になりましたような関係もございまして、この点につきましては地方財政委員会において倍率を決めます場合、十分関係當局とも協議いたしまして、又諸般の経済情勢の推移に鑑みまして、適當な倍率に決めるように努力をいたしたいと思ひます。

○片柳眞吉君 この点は昨日補員委員からも御質問がありました点ですが、今回の国会にも自作農創設特別措置法の改正案が提出されると聞いておりますが、これによりまして、現在の米

価を基礎といたしまして農地を経済的に換算しますれば、先ず現行価格の七倍乃至八倍程度に留まると聞いておりますが、それに対しては本年度の課税標準が現行の公定価格に二・五を乗ずるといふ関係で、非常にその間に開きがあるわけでございます。同じ国の法律で課税標準になります農地の価格と、農地の売買価格との間にかような開きのあります点は、国の意思の分裂とも言うべきでありまして、理解ができないのであります。その辺を如何ようにお考えですか。

○政府委員(小野哲君) 御意見のように今同考えております土地家屋等に關しまして、農地をも、農地につきましては只今お話になりましたような措置をとるわけでございますが、自作農創設に關するこの考え方と、税法によつてとつております考え方とが、御指摘のように多少の食い違いがあるといふことは私共も認めておるわけであり

ます。ただ問題は今回の固定資産税を二十五年度において特別な措置をとりまことは、各税の種類、相互間における均衡を考へて行きたいということと、土地家屋その他従来の地租、家屋の一般の他の税の種類の間における取扱いの点が、やや不均衡になつておるというふうな点から考へまして、一応この年度におきまして地均しをいたしまして、そして如何なる点に不均衡があるかといふことを、如実に把握することによつて将来更にこれを検討して参る、言ひ換へれば地方財政委員会におきまして、新しく倍率等を考へて行くことにいたしたいという意図から出ておりますので、従ひまして、この点については、御指摘のような、多少の矛盾があることは止むを得ないのじやな

かろうかと考へております。

○片柳眞吉君 これは意見であります。私は税の課税標準でありますところの農地の価格と、正當に経済価値から算定された農地の価格とはその開きがないと私は考へておりました。二・五倍と七・五倍とは十数倍の開きがありますから、その御説明では納得ができませんが、これは意見になりますから保留いたします。ただ、かようなことになつて参りますと、當然地代なり、或いは小作料が上つて参ります。そうなりますと生産費の嵩むのは當然であります。が、現在とつて参りますパリティ計算から見ても参ります。これは當然私は米価に關連を持つと思つておりますが、この辺は關議等々さうな開連につきまして意見が決まつておりますかどうかお伺ひしたいと思つております。

○政府委員(小野哲君) 只今の問題につきましては、詳細に亙つてはここで申上げる段階には至つておりませんが、少くとも米価の点についてはこれを織込んで行くように措置すべきものであらうと考へております。

○片柳眞吉君 その次に今回の地方税の体系を見て参りますと、これは概論であります。概して都道府県の税は、その県内の主として商業関係から税源が求められておる、それから市町村税は概して農林業方面に税源があると存じますが、かような点から、これは杞憂に属すれば幸ひであります。が、今後の府県の財政支出の方面におきまして、ややもしますと農村方面に府県の歳入が減るといふやうな実は心

配をしている向きもありますが、かような点につきましてはどういふようなお考えをお持ちになりますかお伺いいたします。

○政府委員(小野哲君) 只今仰せになりましたように、今回の税制の改革が道府県税と市町村税とを分離いたしましたのと、道府県税に對しましては附加価値税、或いは入場税、遊興飲食税等のごとき、お話しのような主として都市に重点を置かれた税目が多いこととは御指摘の通りであります。市町村におきましては固定資産税その他のものが大部分を占めているのであります。その場合におきまして、道府県がその管轄区域内において種々の施策を行ないます場合において、予算の制振りその他の点から税源が異なることによつて、農村に對する施策を怠る虞れはないかという御心配は、一應感ぜられるやうでございますけれども、地方財政の運営は、当該地方団体におきまして相互的にこれを按配して行なうことになつておりますので、その税源が如何なる点から出ているかということにはこだわらずに、必要な方面に重点を置いて施策をとることが最も正しい地方財政の計画的な運営であらうと考えておるのでございます。のみならず当該地方団体には地方議会がございまして、或いは農村方面から、或いは都市からそれらの地方住民の代表が選ばれております関係上、住民の声を十分に団体の議事に反映するように措いたすべきであらうと思ひますし、又団体の理事者におきましても、全般的の施策と関連して予算の編成に當ることであらうと思つておりますので、余り心配をすることはなからうかと思ひます。

うのでありますが、更に少しこれは卑近なことを申し上げて恐縮でございますが、仮に附加価値税を例に取りますと、勿論附加価値税は都市に重点を置かれる場合が多からうと思ひますが、併し農村の皆様が都市に見えまして、いろいろ物を買つたりするやうな場合におきましては、やはり農村の人たち自体も間接的に負担をされるということも、極めて卑近なことではあるまいかと思ひますが、恐縮であります。かたゞ、地方団体の財政運営、地方議会の適切な運行によりまして、できるだけ御心配になつておるやうな財政の運営をしないように、或いは助言なり指導もして参りたいと思つております。

○片柳眞吉君 それに関連いたしましてもう一点お聞きしたいと思ふんですが、さういふ関係で農業等は概して県の税収入が少くないというやうな点がありますが、その結果平衡交付金がさういふ県には比較的多額に出る、こゝういふ当然の関連性になると思ひますが、その場合に、農村方面に行くべき金に付しまして、或る程度内容に内訳を付けて、例えば農業調整委員会の費用にこれだけを使つて欲しいというやうな、費途を或る程度内訳を付けて出すことができませんかどうか、お聞きいたします。

○政府委員(小野哲君) 只今御指摘のやうに、地方財政の運営は総合的に行われなければならないと同時に、今回創設されました地方財政平衡交付金制度の基本的な考え方は、その法律の中に示しておるのでございますが、その費途については、制限を付けたら、或いは條件を付したりすることはできないと、こゝういふことになつておるのであります。尤も具体的に平衡交付金の金額を決めます場合におきましては、測定標準に基きまして、客観的にこれを提えまして、そして單位費用を掛け合したものでございまして、交付金額が出て来るわけでありまして、それにつきましては、各行政の種別ごとに測定標準によつて数値を計算いたしまして、それに対して單位費用を掛けるという、こゝういふやうな算定の方法をとるのであります。その場合において、これを主管しております地方財政委員会に細なこれに必要な資料を集集いたしまして計算をすることになるものであります。併し地方財政平衡交付金の基本的な考え方から考えまして、いわゆる紐付きになるやうなやり方は避けなければならないと思つておるのであります。ただ道府県の税収入が、今回の税制の改革によりまして、大体現状を維持して行くということになりますと、只今のお説のやうに、その種の種類が變つて参りますので、或いは予定税収入が前年度に比較したしまして減つて来る道府県も出て来ることは、事實であります。従ひまして、これらを調整するために只今申上げましたやうなやり方で、地方財政平衡交付金を運用して参りたいと考えておる次第であります。

○片柳眞吉君 最後に私は立法技術の点から御意見を伺いたいと思ひますが、これは今日の問題ではなくして、今後の問題に属すると思ひますが、かような附税と地方税とが相互に非常な関連性を持つておるといふ、或るか、かような法律案につきましては、おしる國税、地方税を通じまして一本の法律を出すことが、むしろ私は適當だと思ひます。そゝういふようにしますれば、否決の場合には全部否決になりまして、よい場合には全部よくなりまして、片つ方が通つて片つ方が通らないというやうな片ちんばは起きて参りませんし、当然非常な総合性を持つておりますから、立法の技術から見ても参りますれば、むしろ一本の法律を出すことが適當だと存じますが、これは今後の問題でありまして、御意見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(小野哲君) 只今の片柳さんの言われましたことは、一つの見識と申しますか……ある御議論であるやうな思ふのであります。先般來、地方財政もやはり國家財政と総合的に考へて行かなければならぬ、又國税と地方税とを通じまして、國民負担の問題を取扱つて行かなければならぬということ、基本的な原則だと存じます。ただこの場合において、國税と地方税と、その基本となる、根據となる法律を一本にすべきであるかどうか、これは技術的な問題ではございまして、併し根本的には一つの大きな問題があると私は考へるのであります。言換へれば、國税と地方税とは分離し、特に地方税につきましては、当該地方団体が自主的にこれを運用する、こゝういふ建前をとることになつておりますがために、自然の考へ方から申しますと、技術的にこれを一本にするという、單なる形式論では割り切れないものがあろうかと思ひますので、形式とその精神とを兼ね備へました獨立の法律案を作ることが至當であらうと考えております。

○油井賢太郎君 私は大臣に對して質問を保留して置きます。

○委員(岡本榮祐君) 事務当局にはありませんか。

○油井賢太郎君 今のところはあります。

○委員(岡本榮祐君) 御進言願ひによる事務当局への御質疑は以上で盡きたのであります。この際事務当局に對しまして御質疑があらうにあればどうぞ。

○木村福八郎君 一つだけお伺いしたいのですが、先程佐多委員から、附加価値税の影響についての質問がありまして、それに対する運送業、或いは銀行業、保険ですか、そゝういふやうなものについては、急激な影響があるといけなから別途の考へをしたといふやうなお話がありましたが、その取扱をしたのではないのか、或いは附加価値税というものの性格からいつて、例えば生産物とか製造による附加価値、こゝういふものに於けるのが原則であつて、従つて銀行、保険、運輸などに附加価値税をかけるというのはいかぬかと、そゝういふ疑問があるのか、その影響、価格という意味でこゝういふ取扱をしたのでありますか、どちらですか。

○政府委員(奥野誠亮君) その中の倉庫業と運送業につきましては、事業の公共的な性格及び負担の激減緩和という意味で、金融業につきましては、今木村さんの考へておられますやうな意味において、特別な取扱をしたわけではあります。

それはもうすでに奥野さん御承知と思ふのですが、この附加価値税の出で来た経過を考えると、結局ネット・ヴァリユー・プロダクトというふうな観念ですね。だから生産物とか製造による附加価値というものが主であつて、従つて倉庫とか保険とか運輸というものは、そういう観念から少し違ふので区別すると、こういうのが至当ではないのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 倉庫業につきましては、固定資産税の負担が急増して参ります。運送業につきましては、従来例えは軌道用地については課税されていなかったのが、今回は課税されるようになった。そういうふうな意味合において、総合的に相当負担が重くなりまして、そういう措置を講じたわけでありまして、別に附加価値税の課税標準を算定いたします際に、倉庫業に拂います保管料とか、運送業に拂います運送料とかいうようなものは、支出金額として控除をいたしてあります。併しなから、金融業に拂います利子というふうなものは控除をいたしませんで、その利子相当額は、製造業等の段階において生み出した附加価値として、捕捉するわけでありまして。併し、金融業に對しまして、利子額を収入金額といたしまして附加価値税を課税いたして行きますと、重複をするわけでありまして。従ひまして、こういう意味合において、銀行業に同じ形式において附加価値税を課税することは適當ではないのでありますが、一種の事業課税という意味合において、あのような特例措置として出て来たわけであります。

○鈴木直人君 一点お聞きして置きたいと思ひます。それは、先程木村君の御質問であつたと思ひますが、今回のシャウプの考案した税法は、国税、地方税を含めて、そうして税を取る方面、或いは税を納める方面、両方面を総合的に考へて、そうして所得税の軽減とか、或いは附加価値税、或いは固定資産税、住民税というふうな、総合的な税制を考へたのではないのか。従つて、今度の政府の提案によれば、附加価値税は来年の一月一日からこれを実施することになつておられるけれども、これは便宜上今スタートするということが非常に困難であるからして、一月一日に延ばしたに過ぎないので、その間において事業税を四百二十億でございまして、地方財政が必要とするところの限度に抑へる、総額を抑へて事業税の一部を修正して提案をしておられる、こういうふうな形となつて今回現れて来ておられるわけでありまして、そういうふうなわけの附加価値税が四百二十億という場合に、その事業税を四百二十億で、それを肩代りするというやり方が果してそれは町村からみればいいかも知れないけれども、税を負担する方面からみましても、総合的に相当の不合理があるのではないかと、こういうふうな質問であつたと思ひます。政府においては、それが對しまして、附加価値税につきましても、今度の改正された事業税につきましても、その体系的、全体については遠いがないのである、こういうふうな説明であつたと思ひます。そうしますと、来年の一月一日から必ずしもこの附加価値税を実施する必要はない。

い。この今度の政府が提案されたところの事業税を、そのまゝ将来継続して行つてもシャウプの税制の全体の考へ方には影響がないのではないかと、こういうふうに考へられるような御説明であつたと思ひますが、それでいいですか。

○政府委員(小野哲君) お答え申し上げます。今鈴木さんが前後にお述べになりました御意見に同感でございまして、シャウプ税制報告書にもありますように、今回の税制の改革は全体として総合的に有機的に実行いたさなければならぬ。この考へ方については何ら変更がないのでございまして、政府も又その考へ方を堅持いたしておるのであります。ただ地方税法案が不成立に相成りますと、今暫定的に止むを得ざる措置として、事業税及び特別所得税を運用することに相成つておられます。で、当初のこの考へ方につきましては何ら変更がない、御意見の通りと考へております。

○鈴木直人君 ではそれに關連してもう一つお聞きしたいと思ひますのは、然らば同じこの四百二十億ということを目的として附加価値税を課した場合と、事業税を課した場合という場合に、府県市町村側におきまして、恐らく事業の關係からして一定の同じようないわゆる事業税を課した場合と、附加価値税を課した場合とは全然同じ程度の収入がどこの府県市町村でもあるというところは想像できないのであります。この点については平衡交付金によつてこれはやり得る問題だと思ひますけれども、この税を納める方面の側からみて、この附加価値税で行つた場合と、事業税で行つた場合、

それがどんなふうなそれらの業界に影響をするのであるか、いわゆる大企業家にはどういふふうな影響をするか、この点については昨日大臣が事業税で参りますという大企業家には一〇%、それから中小企業家には九〇%の税を納めるというところがあるけれども、附加価値税になりますといふと、大企業家には四%、中小企業家には六%、いわゆる事業税を附加価値税にこれを代えた場合においては、中小企業家に非常な有利な税になる、こういう説明でありましたけれども、その内容についてとつと具体的に業種的に一つ統計等によつて説明を開きたい、こう思ふのであります。

○政府委員(小野哲君) 鈴木さんのお話になりました今回の事業税及び特別所得税を暫定的に施行せざるを得ない止むを得ない事態にありますが、これは、只今御指摘になりましたように、法人個人の相互間の負担の均衡を必ずしも維持できるということにはならないと存じております。又各地方団体におきましても、附加価値税を取る場合と、事業税若しくは特別所得税の場合と多少税収額の上におきまして移動を生ずることがあるというところは想像に難くないのでございまして、それで今回の事業税及び特別所得税を適用いたします場合に、これらの基本的の問題を是正し得れば誠に理想的であらうと思ふのでございまして、何分止むを得ざるに出た措置でございまして、この点につきましても法人と個人の負担の均衡を、従来の一割九割を附加価値税におきましては、法人が六割個人が四割というふうな均衡を図ることは差当りではできないということを上上げて

おきたいと存じます。尚資料につきまして奥野政府委員から御説明いたしましたと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 事業税で課税されるか、附加価値税で課税されるかというところは、業種によりましても相当に開きがございますが、同じ業種にしましても又相当の開きの生じます。これは御承知のところだと存じます。大体業種的にいいますと、現在欠損を出している或いは利益が殆ど上つていないというふうな業種におきましては、海運業でありますとか、或いは鉄鋼業でありますとか、或いは機械工業でありますとか、或いは繊維工業でありますとか、或いは食品工業でありますとか、或いは紡績業でありますとか、或いは印刷業でありますとか、或いは製紙業でありますとか、或いは窯業及び土石採取業でありますとか、或いは採石業でありますとか、或いは建築業でありますとか、或いは運輸業でありますとか、或いは通信業でありますとか、或いは娯楽業でありますとか、或いは教育業でありますとか、或いは保健業でありますとか、或いは社会福祉業でありますとか、或いは宗教業でありますとか、或いはその他の業種であります。以上が、附加価値税になります。一方、事業税は、食品工業、例へば酒造の会社を提えましても、非常に高収益を挙げている、高配当を上げているというふうな会社もございまして、それ程でもない会社もあるだろと思ひます。従つて高収益を挙げている会社は附加価値税になつた方が負担が軽減される、事業税の場合には負担が割合に重い、こういう変化があるわけでありまして、大体六の(四)のところは表が書いてありますから御覧頂きたいと思ひます。

○若木哲夫君 ちよつと一点お尋ねしたいのですが、それは議論は別問題にいたしまして、国鉄に附加価値税、固定資産税、市町村税を課けましたら、附加価値税では幾ら固定資産税では幾

らそれ〴〵幾らの収益が上がるか。それから専売事業、放送事業その他及び公益事業等の課税対象になつていないものに課するといふは、それらの税種に應じて幾ら税金が取れるかといふことを承わりたいと思ひます。

○政府委員(小野哲吾) 国鉄或いは専売公社、日本放送協会がこの法律案によつて非課税になつておりますが、例え日本国有鉄道に例に取りますと、大体百億圓くらいになるのではないかとと思ひます。併し今私達は資料を見ておりませんので、奥野財政課長から御説明をいたしたいと存じます。

○政府委員(奥野誠亮君) 七の(1)のところ、その表が出ておるわけでありますが、附加価値税であります。国鉄で十七億七千万圓、放送協会で四千二百萬圓、それから固定資産税であります。国有鉄道で六十六億九千万圓、放送協会で四千四百萬圓といふふうな数字になつております。

○委員長(岡本重晴君) この際申上げておきますが、総理大臣が明日十時半から一時間程この連合委員会に出席いたします。それで、総理大臣に対する質問をなさいます方は、人名とその件名を書いて頂きまして、御退席のときにお出しを願ひたい。それだけ申上げておきます。

○岩本哲夫君 それからもう一点お伺いしておきたいのは、地方自治のそれぞれの財政は合計八百六十七億、歳出増加、まあ予算増加になつておる。その中にはまあ公共事業費であるとか、何であるとかかんであるとかいつて、平衡交付金以外の金額が国から交付されるものがあるわけですか、ところが、

それらの金額以外に歳出増加になつておるものが相当あるわけでありまして、これらの分に対して国会が地方においては歳出削減をいたして、或いは行政整理をいたしておるといふような事情、及び現在の経済事情等からこの点を鑑みて、歳出増加分に対して削減方を勧告することができるとか、それらの希望が国会で意思表示された場合には、それは容れられるべきものであるかどうかについてお聴きしたい。

○政府委員(小野哲吾) 只今岩本さんの御質問でございますが、地方財政の運営に当りましては、これを所管する機関として、地方財政委員会ができておることは御承知の通りでございます。従ひまして、常時その運営につきましては、地方財政委員会が適当な指導なり、或いは勧告等を地方団体にいたすことは当然であると存じます。尙御質問の重点として国会において地方団体の歳出に対して、何らかの勧告の措置をとり得るや否やという点でございますが、国会におきましては、予算の審議をされることに相成りますので、従ひまして、例えば地方財政の調整の目的で、予算に計上される地方財政平衡交付金等を御審議の際におきまして、種々御検討が願ひえるのではないかと、實質的にはさうな場合におきましては、予算の審議権を通じて、種々御検討が願ひえるのではないかと考えております。

○岩本哲夫君 平衡交付金等に関連して、国会においても地方財政のそいういふ歳入又は歳出面に対しての極く大きな、あらゆる申しますか、あらゆる削り

のことについては論議ができるということは承知いたしておりますが、これは論議だけに過ぎないのか、例えば、本年度の地方自治体の財政は、これらの平衡交付金及び地方税法が通過前にそれ〴〵地方の議会では審議して、現在地方自治体の予算といふものはできている。これを又やり変えた果もありますが、やり変えずと、例えば三月中旬に地方議会が決められた予算といふものをそのまま現在踏襲せられておるものも非常に多いのであります。殆んど或いはそれが全部と見てもいいくらいと思ふのであります。これらは今申上げました通り、地方財政委員会に関する規則及び地方財政委員会に関する法律が通過以前に、すでに地方議会は決めておる。それはシャウプ使節団の勧告案に基いて、本年度は地方税法が通るから、従つて山金税とされるからといふところに、地方自治体の財政膨脹、特に歳出膨脹といふものが普遍的に行われておることは事実であります。それは数字によつても明らかで、他において、實際膨脹しておらない府県もありません。膨脹しておる府県も、それが現在の諸般の情勢から適切なものであるかは、地方議会において審議されたものと雖も、元來地方税法が通る、シャウプ使節団の勧告に基く政府原案といふものが絶対多数の自由党内閣においては通るといふ見通しの先入主観によつて、地方財政の歳出膨脹といふものが不可避の状況になつておる。こゝういふ観点から今申す通りに地方財政委員会における規則及びその法律があとから通つて地方議会が先にやつてしまふのであるか

のことにについては論議ができるということは承知いたしておりますが、これは論議だけに過ぎないのか、例えば、本年度の地方自治体の財政は、これらの平衡交付金及び地方税法が通過前にそれ〴〵地方の議会では審議して、現在地方自治体の予算といふものはできている。これを又やり変えた果もありますが、やり変えずと、例えば三月中旬に地方議会が決められた予算といふものをそのまま現在踏襲せられておるものも非常に多いのであります。殆んど或いはそれが全部と見てもいいくらいと思ふのであります。これらは今申上げました通り、地方財政委員会に関する規則及び地方財政委員会に関する法律が通過以前に、すでに地方議会は決めておる。それはシャウプ使節団の勧告案に基いて、本年度は地方税法が通るから、従つて山金税とされるからといふところに、地方自治体の財政膨脹、特に歳出膨脹といふものが普遍的に行われておることは事実であります。それは数字によつても明らかで、他において、實際膨脹しておらない府県もありません。膨脹しておる府県も、それが現在の諸般の情勢から適切なものであるかは、地方議会において審議されたものと雖も、元來地方税法が通る、シャウプ使節団の勧告に基く政府原案といふものが絶対多数の自由党内閣においては通るといふ見通しの先入主観によつて、地方財政の歳出膨脹といふものが不可避の状況になつておる。こゝういふ観点から今申す通りに地方財政委員会における規則及びその法律があとから通つて地方議会が先にやつてしまふのであるか

ら本年度の地方自治体の財政、歳入歳出面におきまする誠に下げた実情に副うた検討といふものは非常に矛盾が多いのであります。ところが現在審議されておる地方税法、及び地方税法が通過せられない場合によつて、政府が現在とられてゐる平衡交付金、或いは預金部資金の一時流用及び事業税の改善に基いて踏襲されておる現在の税法の暫定的措置等は、これら地方財政の歳出面の、当時三月の地方議会におけるこゝうした状態において決められたものをそのまま踏襲しにしておる。ところが今日地方税法が地方財政の

問題が非常に論議され、或いは平衡交付金の交付の内容、或いはこれらの金額まで及んで、今又論議が繰返されておるといふ実情に對して、今回審議されておる地方税法を若し、通るか通らないか分らないが、いづれな角度で仮に通る場合におきまして、当然地方自治体の歳出面におきまして、希望と申しますか、或いはこれは論議だけじやない、例えば合計三百億地方の財政が膨脹しておる、非常に膨脹しておる、これは公共事業費その他、国から與へて膨脹したものを別途にして、全額膨脹は前段申上げました通り八百六十億膨脹しておるが、とにかく大まかに地方税法が通るといふことによつて、増額になるのだといふことによつて、膨脹しておる金額が仮に三百億といたしますれば、これらの三百億に對しては、現在の国の予算の事情、国の予算としては相當な削減縮小しておるといふ実情に基いて、地方財政においても何でも歳出面の増加をするといふことは、理事者の立場においてはよいけれども、担税負担をする国民の立場にお

いては、国からとられても、昨からとられても同じふところから出ておることから見まして、これらに対する削減の希望が実現するように具体化するこゝとができるかといふことなんでありまして、これらに対する回答を伺ひたい。

○政府委員(小野哲吾) 地方財政の運営の問題につきましては御意見を承つたのであります。岩本さんは地方財政が非常に何と申しますか、歳出面で潤沢であるかのような御意見のように拜聴いたしましたのでございまして、從來の特に終戦後における地方財政の状況は、私からいへば、申上げるまでもなく、非常に困難な状態にあることは、この点は御了承が頂けるのではないかとと思ふのであります。従ひまして今回の税法の改正も、シャウプの税法報告書の趣旨を尊重いたしまして、適正な財源を付與したい、こゝういふ考え方が、税制の基本的な改革を断行することに相成つておりますので、私共の考え方といたしましては、地方財政需要が今日におきまして相當事務分量と関連して増嵩しておる、又地方自治体の自治活動といふものがそれを要求されておるといふ点から考えまして、この点についてはやや御所見を異にする点があるかと存するのでございまして、ただ国会におきまして、或いは地方財政平衡交付金の予算の上における諸般の質問から十分御検討を願ひまして、又地方財政を所管いたしておられます地方財政委員会に對して種々御意見を伺う機会を得ました場合におきましては、今後も財政の運営に十分に、地方財政委員会といたしましてでも参りたいと私は考えておる次第でございます。

昭和二十五年七月十九日【参議院】

指導し、又いろ／＼勧告もし、地方民におきまして、できるだけ自治的に、そういうことのないように納税思想を非常に高揚して行く。こういうこともやつて行かなければならぬと思つて、すでに準備も整うておるような次第でございまして、私といたしましては過去の事例は御説の通り全く承認いたしますけれども、将来はそういうことは私にはなかつて行くだろうということをお考へておる次第でございます。

○政府委員(奥野清澤君) お話の通りに、最近の徴税成績は非常に上つて参つておるようであります。大体地方団体の出納閉鎖は、四月三十日で締切るのでありますけれども、五月三十一日で締切ることになりまして、併しなから、余り成績が悪いので、法令的には違反するわけでありまして、一ヶ月その出納閉鎖を延ばす、そういうこととどうしても地方財政の方で赤字が出てしまふ。赤字の決算書は出せないものでありますし、又一面徴税成績も悪いというやうな面もありまして、締切を一ヶ月延ばしてしまふというやうなことでやりまして、これは一面には地方財政が少いのと、一面には国民の生活が苦しくて納税成績が悪い、この二つのことから来ておると思ひます。そういう意味から全体の正確な数字というものは、まだまとまつておらんわけでありまして、けれども、大体昨年より比へまして、一割見当つて来ておるのではないかと、いふやうな推定をいたして参つております。

○油井賢太郎君 只今大臣の御答弁と、政府委員の答弁の間に、大分食い違ひが出て参つておるのではありませんか。而

も今度の地方税におきましては、大体担税能力が、地方においては十分に把握できるだろうという大臣のお話でありまして、反対に強制徴収することが地方においては、十分にまあ認めるところと考へられるのでありまして、むしろ大臣と正反對の考えを持つものであります。即ち、地方においては今度の地方税といふものの性格からいって、利益があつたら税金を負担するといふやうな方法でなしに、附加価値税にして、或いは固定資産税にして、収益がなくとも地方自治の財政上税金を拂ふ。こういうやうな建前になつておる関係上、どうしても地方におきましては、あの中からは相当担税能力があるだろうといふやうに、大臣はお認めになつても、反対にあつた中では今の状態、デフレの状態からいって、附加価値税を取つたり、固定資産税を取るのには、誠に気の毒だといふやうに徴税更あたりは考へる点が多くなる。こういうやうな意味から言ひましても、只今政府委員が説明された通り、すでに今までのやうな一割も徴税の額が減つておる、額が減つておるといふより、一〇％はどういう意味のあれでしたか。分りませんが、恐らく以前から比へて一割も徴税するところの能力が減つたと、こういうやうに御説明になつたと思ひますが、今後においては、そのパーセントがますます増すのではないかと。こういう場合に地方財政の上に及ぼす影響といふものは、相当大きなものがあると思ひます。そういう際におけるところの何か国としての考へは、今から持たれておられますか。

○國務大臣(岡野清澤君) お答え申上

げます。下世話で申します丁度部屋住みの者が親父から小遣を貰つておりまして、ときには贅沢にやりますけれども、お前自身これだけの小遣でやつて行けと言つて自分自身で、自力でやつて行くときには、うんと締つて行くと思ひます。私は今度の地方税法案ができてから、自分自身が自分でやつて行かなければならない、而もちゃんと確たる自分の独立の税目をして、そして地方議會がやつて行けるんだという信任を與へられまして、私はむしろ徴税成績はよくなつて来るのではないかと、こういうやうな考へを持つております。

○油井賢太郎君 次にもう一つ附加価値税の点であります。附加価値税にありましては地方税になつておる関係上、農村を基礎とする府県と又工業、商業を基礎とする府県とは大分その間に違ひが出て来ると思ひます。而も申告納税組織になつておるやうな、或いは大工場、大企業等においては、段々擴張をして行くといふやうな予定の下に、附加価値税の申告をする際には恐らく場合によると附加価値税を一つも納めなくともよいといふやうな現象も生ずるのではないと思ひます。そういう点から言つて、むしろ性格上は附加価値税は国税の方がよいのではないかと、かようにも考へられるわけですが、この点については大臣はどうお思ひになりますか。

○國務大臣(岡野清澤君) お答え申上。御説は私はその通りの考へを持つております。ただ問題は地方税の税源を確保してやつて行くといふやうな考へから、この附加価値税を作つたものでありまして、御説の通りに擴張して行けば税金を納めなくともよいやうなことになるやうなことも想像されることは誠に同感であります。併しこれは結局におきましては生産力が増強しまして、物が沢山できるというところになりまして、それでもつて又税収が殖えて来るのではないと思ひます。それから、それが大量に殖えてくれば、それだけ税金を逃れることばかりに行くとお思ひますので、あちらの会社ではそうなつておるか知れませんが、こちらは普通に納めて行くといふことになりまして、平均しまして今の税法でうまう行くのではないと思つておるのではありませんか。

○油井賢太郎君 今度の地方税については只今申したやうに、いわゆる私共から見れば矛盾が多い。そこで只今附加価値税のごときも、先程大臣の御説明では附加価値税をかけるということも最も適切である。而も税金が上らなくとも、その地方々々に応じたやうなサービスをして貰つておるのだから当然だといふことですが、地方におきましては工場誘致といふことを盛んにやつておられます。これは何れ附加価値税目当の工場誘致でないことは、そういう税金のないときからそういうことが行われておる。而も源泉課税であるとかその他のいろ／＼の課税によつて、地方に潤ひは相当入つております。そういう点から見て、又附加価値税に直すといふやうなことは、どうも我々にとつて、余り納得が行かない。大臣はこの点はどうお考へになりますか。

○國務大臣(岡野清澤君) お答え申上。御説はすつかりその通りなものでございまして、先程からもちがたび申上げますやうに、やはり附加価値税を一つ作りまして、そうして確たる財源を地方に與えてやりたい。こういうことから出た次第でございまして、いろ／＼御説御尤もの点も沢山ございまして、私といたしましては、この地方税法案はこのまゝこれでお通しを願ひまして、そして事情に即しまして、若しこれがいけないとか、あの点が悪いとかという点がありまして、シャッブ博士もこの七月の末に來ることとございまして、よく交渉いたしますし、検討いたしまして、次の議會とか通常國會あたりに、又修正をして頂いたらどうかと思ひます。何分そういうやうな意思でありますことを御了承願ひます。

○油井賢太郎君 我々は國會議員として、地方民の輿論を担つて出ておる関係上、少しでもよりよい法案の成立といふことを望むものであります。そして、そういう意味で、この前も実は反對の一員に立つたのであります。今回の參議院選挙におきましてもやはりそういう空氣が相當あつたために、現在内閣を組織されておるところの自由黨も思ふやうな票數が獲得できなかった、こういうやうなことの結果が現われてゐるのであります。我々といひましては良心に従つた、いわゆる国民の輿論に従つた行動を取ることは当然となつて参るでありまして、その際

に若し參議院におきまして遺憾ならぬ今大臣の御期待に相成る事態にならぬといひ、反對の結果が出たやうな場合には、地方といひましては、これは事實は困ると思ひますが、そういう際にも御質問になつたかと思ひますが、やはり御考慮になつて置いた方がこれは

いいと思うのですが、そういうふうなお考えはおありになりますか。

○国務大臣(岡野清藏君) ひとえにお通しを願ひまして、そうして次の機会において御修正を願うということを切にお願いする次第であります。

○加藤正人君 附加価値税二十五年年度の徴税予定額は四百二十億という事になりましたが、その予定徴税額を上上げるために四〇%の税率を適用される、いろいろの方々の経済団体等で調査いたしました四〇%では少し超過……少しじやないか、大分徴税額が超過するのじやないかという研究をされておるのではありませんか。この点について政府はどうお考えになりますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 只今お手許に資料として差上げておりますような根拠に基づきまして四〇%で初年度に四百四十億円内外、平年度四百四十億円内外という推定をいたしております。

○加藤正人君 そうするとこの課税客体はどのくらい見ておられるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 課税客体は、ちよつと今意味が分りにくいのですが、附加価値税の課税客体として出ております事業を全部捕捉しておるつもりであります。ただ問題は先程お話ししました固有財産にかけますというやうな問題、或いは又鉱産税の関係がございしますので、大きく分けますと或いは農業も林業も附加価値税の課税客体となつております。それ以外全部本案に書いてあるのは課税客体であります。

○加藤正人君 どのくらいですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 今お話しの問題は課税客体じやなくして課税標準の

ことじやないかと思いますが、そうですか……

○加藤正人君 つまりそれに対して四〇%をかけたら果してどのくらいあるか。

○政府委員(奥野誠亮君) 二の二のところにその数字を出しておるのであります。ちよつと簡単に申し上げますと二の二の資料で一番下の欄だけずつと申上げますと、事業所得の欄で九千七百四十億円、給與所得で九千六百五十億円、減価償却等で控除したておるからこれを加えますと四百二十億、合計いたしまして一兆九千二百五十六億、これから固定資産の所得額を引きましたから若干……、そこに記載しておりますやうな計算をいたしております。

○加藤正人君 ざつと二兆になるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) その通りです。

○加藤正人君 我々の調査いたしたところによりますと、関西にあります主要二十二社の、これは課税標準のうち給與支拂額だけを取つて見たのであります。二十二社の賃金実績の合計二百五十二億に四〇%の税率をかけますとざつと十億四千万、徴税予定額四百二十億の四十二分の一となる、これはもう二十二社という少数の数であつて、尙給與支拂額を取つて見てもこれだけの金額は上がるといたしますと、これは四百二十億どころでなく大分徴税が超過するのじやないか、この点についてどうお考えになりますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 政府の見ております基礎は、二十五年年度の国税の所得税や法人税の課税所得から推計い

たして参つておるわけでありまして、今加藤さんのおつしやつたのは恐らく紡績関係じやないかと思ひますが……

○加藤正人君 ばかりではありませぬ。いろいろ他にも……

○政府委員(奥野誠亮君) ここに労務者の多い企業を取りましたものと、そうでないのを取りましたものと多少違つたやうなと思ひます。けれども一處ここに出してあります数字は、以下詳しく資料に出ておりますやうに二十五年年度の国税の課税所得から推計いたして参つておるわけでありまして、大抵これが正しいのであるというやうな見方をいたしております。

○加藤正人君 我々はどうも納得がでないのではありませんか、仮に若し非常な超過があつた場合がございしましたら、それは結局どういうふうに政府は処置なさるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 現在の地方財政の状況であります。先ず千九百億円内外の税収入があればよろしい、こういうやうな考え方をいたしておるわけでありまして、従つて今加藤さんのおつしやるやうに千九百億円を遙かに上廻るやうな税収入が得られましようなことになるならば当然税率は引下げになる、大体千九百億円程度のやうな地方税制の改正をやらなければならぬ。かように考へておるわけでありまして。

○加藤正人君 それは、その点は引下げましようが、すでに納税した者に対してはどういう処置がとられるのでありましようか。

○政府委員(奥野誠亮君) 政府では大体千九百億円内外で間違いないと考へております。従ひましてこの税制が成立いたしました適用した場合におきまして、固定資産税以外におきましては、別段特別な修正を加えるやうな用意もその意味においていたしておるわけでありまして。併しなから仮に将来においてそういふ事態が起きる場合には、当然それ以後の年度において改正を試みなければならぬやうなやうなふりにも思つておるわけでありまして。

○加藤正人君 それはその後において改正せられるというのですか、すでに納税した者に対する処置はどうされますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 加藤さんのおつしやるやうなことを政府としては予定しておらんものでありますから、そういう処置も当然規定の中に加えていないわけでありまして。

○加藤正人君 併し予定していないからというのではない、予定してないからという事実は非常に起つて来ることでありますから、そのくらいなお考へが

あつて然るべきじやないかと思ひます。我々はどうも非常に余計に徴税額が高むのじやないかと、こう解釈しております。そうはつきり図星を当てるとも考へられませんか。そのくらいなお考へをして置いて頂いた方がよいのじやないかと私は思つております。

○政府委員(奥野誠亮君) 見込が違つたというやうなお話でございますが、別に総合的な根拠もお聞かせ願つていないわけでありまして、先に御審議を頂きました国税の所得税と法人税、それを基礎にしてこのやうな数字を計算いたしておりますので、そう大きな間違いもありませんし、大体これ

で御了承願ひするのじやないだらうかと思つております。或いは四百二十億というものが、十億、二十億の違ひが生ずるかも知れませんが、多くなる場合も、少くなる場合も、これはあるかも知れませんが、併しなから特に税率を變更しなければならぬやうな特に大きな修正というものは生ずることはあり得ない。若しそういう事態が起きるなら、所得税や法人税におきましても大幅な増収があるのじやないか、所得税や法人税の税率におきまして、若しこれ以上取れる場合には税率を引下げるのだというやうな規定はしてありません。

と同じやうに附加価値税におきましてもこれ以上取れるという場合には税率を引下げるというやうな規定は必要がないというやうな考へ方を持つていないわけでありまして。

○加藤正人君 それは單に私だけがどういふことを申しておるのではありません。大分諸方における経済団体が非常に詳細な調査をして、それで税率が或いは三〇%より、或いは二〇%半で非常によいという説をなしているのが非常に多いのであります。私だけが特別飛び離れた空論を言つてゐるのではないと思つております。昨日岡野国務大臣は固定資産で税納が超過した場合には後でこれをアジャストして、返す方法もあるというやうな説明があつたのであります。同じやうな措置がこれにとられるのでありますか。(大臣から「へ」と呼ぶ者あり)

○国務大臣(岡野清藏君) お答え申し上げます。固定資産税についてはそういう規定を設けてありますけれども、附加価値税についてはその規定は設けておりません。

いうような不釣合が生じて、これ

止むを得ない、こういう御答弁があつたのでありますが、如何にもその差がひど過ぎる。そこで農地調整法を主管しておられます農林大臣が決める価格、それから又地方税法を主管しておられます地方自治庁でありますか、そこが決める価格が、そのように違ふということは何にも政府の意思の不統一である、こういうような御質問があつたのでありますが、誠に私もその通りだと思ひます。どちらも日本の政府の機関であります。而も受ける方の立場から見ますと農民は一人であり、す。こういうようなことで不釣合がでるから申しますと如何にも納得し難いことでもあります。而もその節に小作料が当然に變更せられて来るのであります。これは恐らくこういふふうな二・五倍というふうに決まりますと、地主がそれだけ税金を拂うわけであり、地主から、当然小作料がそれによつて變更を生じて参りませんと、地主は土地を持つて居るために非常に赤字になる、逆に赤字になる、こういうことになるわけであり、従つて恐らく趨勢としては小作料がこれに應じて上がるかと思ひます。その小作料が上つた場合に、それが米価の算定に考慮せらるべきであるかどうかというやうなことの質問に對して、政務次官は自分としては米価に算定するべきだらうと思ひ、こういうやうな御答弁があつたのであります。丁度出来秋の前にいたしまして今年の米価の決定時期が近いと思ひます。而もこの法律が大蔵の御希望になつて居るやうに若し成立いたしましたといふれば、直ちにこの問題は生じて来るのであります。とこ

ろが米価の算定方式はこれ又御承知のやうにパリティ計算方式というものを強く採られて居るのであります。決してパリティ計算方式においては小作料のやういつた要素は全然考慮せられておりません。生産費補償方式を採用したとすれば、そういう問題は、今から解決せられると思ひますが、今申しますやうに現在の米価の算定方式はパリティ計算方式で、而もこのパリティ計算方式というものは相当變更が困難なやうな客観情勢であります。従つて先程申上げますやうに、仮に小野政務次官の御答弁のやうなことであるといふたしますれば問題は解決するのであります。非常に私はその間はずかしい問題があるのではないかと思ひます。それよりも根本的に、政府の同じ機関、而も二人の國務大臣がそれ／＼所管をいたして居ることは明らかにこれは醜態と申します。誠に納得し難いことなんでしょう。従つてこの問題については國務大臣岡野大臣はどうか農林大臣と十分に御相談を頂きまして本年の米価の算定方式としてのパリティ計算方式が變更されるものとして我々は了承していいのかわるか、そのことによつて私は申します。農業者の者にとりましてはこの法案を否決するかどうかというやうな、甚だ大臣の御期待に反するやうなことであります。そういうやうな結果にならんことかとも思ひますので、どうかその点は大臣、農林大臣と御相談の上で改めて御答弁を催ひようございませうからお願いいたしたいと思ひます。それから一点、昨日御質問いたした固定資産の問題であります。二

十六年度以降のものにつきましては、二十六年分につきましては既に決まつた価格と、それから実際に適正な実際の時価を決定したその差額はその後最後のときの納税の時期において調整するといふやうなお話でございまして、正にその通りであります。ところが二十五年度分についてはそれがないのであります。この点は昨日も申上げたのであります。これは、東京で百七十六ヶ所を調査した。これは、勧告の専門員が評価したのであります。そうしてその結果を参議院の先般の国会における公聴会で日本経済団体連合会のおける事務局長の方で見たと思ひますが、お述べになつたのを見まして、百七十六ヶ所の土地を専門的に評価いたしました結果、最高は二百倍、最低は百十三倍、それから又東京、立川とか、そういう所も含めた大い東京全体平均が八百七十倍、神奈川県六百八十倍、千葉県五百六十倍、土地に於いて、そういうやうな調査の結果の報告があつたのであります。建物についても同様で、最高は千二百倍以上、低きは三百七十五倍、こういうふうな明らかにこの九百倍という比率の税率をやることは不合理だと思ひます。大臣は先程来たにかくこの法律は通して、若し悪いところがあつたら、後に修正をして頂ければいいじゃないか、こういうやうなことを仰せになつておりましたが、併し明らかにこういうふうな不合理であることは明白なもので、この不合理であることは初めから考慮して然るべきではないか、特にこの問題は二十六年分についてはそ

ういふやうな措置が講ぜられておるのであります。なぜ二十五年分についてはそれが講ぜられないのか、二十六年分についてはそれが講ぜられるものであれば二十五年分についても同様にして、講ぜられて然るべきではないか、こういうふうな思ひであります。その点を伺ひて置きます。

○國務大臣(岡野清義君) お答え申上げます。前段の件につきましては農林大臣とよく連絡いたしまして、御期待に副うようにいたしたいと存じます。次に固定資産の問題でございますが、これは私、責任を逃れるわけじやございませんけれども、シャープ勧告で千倍といふこと、一律の一本で出ておまして、それをどうにか九百倍にして貰つてやつたこととありまして、一応一つこれでやれといふやうなことでございまして、法案にもこれを出してやつての次第でございます。この二十五年度だけは一つこれでやつて頂きまして、二十六年分になりますれば、新しい観点から公正な時価を出しまして、それによつて又やつて行こう、こういうことになりまして、先程も申上げましたやうに、今度は一つそういう事情で出ておるものでございまして、この議會ではお通しを願ひまして、そして明年度の時価評価というやうな場合に、いろいろな観点から、修正なりなんなりすると、こゝろに進まして頂きたいと存じます。

○補見委員 大臣の御答弁の言われは、併し重ねて申上げますやうに、明らかに不合理であること、而もそういうやうなことが予想されるので、二十六年分において、この法案において調整をしようといふことを考えられておるといたしますれば、当然にその事柄は二十五年分においても同様に考慮せられて然るべきではないか。それが二十五年度は考えられないという理由が私共は、これは恐らく大臣も提案者の立場をお離れになれば同感であらうと思ひますが、同様に私共もその点は納得いたしかねますので、これだけ申上げて、後は又後日に譲ります。

○政府委員(奥野誠亮君) 補見さんのお話、よく分るのでございます。そういうやうな考え方を当然よく織込んで行かなければならぬ問題もあるだらうと思ひますが、併しながらここに提案しておりますやうな趣旨も亦御了解願ひたいのであります。両者を比較して検討されなければならぬという、ことなるだらうと思ひます。第一には、従来ありました地租、家屋税は何を課税標準としておたか申しますと、やはり賃賃価格であります。而も賃賃価格の百分の六百といふやうな、恐らくそういう税率は他に見られないやうな税率を用いて参つたのであります。言い換へれば、或いは価格にしなければならぬものを、止むを得ず税率だけで調整して参つた面もあるというやうな見方もできるだらうと思ひます。言い換へれば賃賃価格を課税標準とする課税方式というものを昭和二十五年分においても踏襲したのだ、こゝろに形になつたわけであり、その点を第一点として御了解願ひたいと思ひます。それでは今直ぐに適正な時価に切換

えたらいいじゃないかという問題があるのだらうと思ひます。併しながらこれは非常な大事業でありまして、他國の例を見ましても、五年、十年かかつて決定できないという事になつておりまして、そこで多少荒療治でありますけれども、ここで一応貸賃価格の九百倍を以て仮に価格を算定するのだ、こういう方式を採用いたしますと、その貸賃価格につきまして、恐らく納税義務者は非常な関心を持つて呉れるだらうと思ひます。ここでいろいろ批判しながら他の貸賃価格と比べながら検討して頂いて、公正な価格算定に協力して貰う、こういう方式を採用しようとしておるのであります。今若し直ちに適正な時価を探ろうとしたしますと、お述べになりましたように、家屋につきましても、家屋そのものによりましては、非常な差がございます。貸賃価格の三百倍、四百倍というふうな例をお挙げになりました家屋は、非常に大きな住宅で、今では利用価値の少ない家屋というふうなものじやなからうかと思ひます。又同じ土地でありまして、先程申し上げましたように、山林になりますと、三千倍、四千倍という売買土地が沢山あるのであります。そうしますと、土地によりまして、田であるか、畑であるか、宅地であるか、或いは山林であるかという事によりまして、非常な差が附いて来るのだらうと思ひます。家屋でありまして、住宅につきましては、三十坪くらいのものであるか、或いは百坪を超えるものであるかという事によつて、非常に差が附いて来るかと思ひます。恐らくこれも再取得価格だ

けでは計算できないことになると思ひます。そこで多少乱暴といへば乱暴だと言へると思ひますが、貸賃価格の九百倍をそのまま課税標準にする、言い換えれば従来の貸賃価格を課税標準とする方式を今年も踏襲することによつて、一挙に適正な課税標準を確保しよう、こういうふうな狙ひを持つておることを御了解願ひたいと思ひます。

○國務大臣(岡野清亮君) 私から重ねて補見さんに御答弁申し上げます。先程申し上げましたように、シャウプ勧告を一貫してこの税制を作れというふうな一つの枠がございまして、それに沿つて九百倍にいたしてやつたというふうな事情でこの法案を提案しております。その点は補見さんも私の立場を御了解下さつたことと思ひます。それから私は補見さんの御説は至極御尤もと思ひますから、その点については、やはり将来において何とかしなければならぬと思ひますから、私もあなたの説にその通り同感いたしておるものでございまして、私の立場も補見さん一つ御了解願ひたい、こういうふうにお願ひしたいと存じます。

○補見 農務君 今政府委員の奥野さんから御話のありました点は、私は、それを別にどうこう言つてゐるのじやないもので、こういうふうな画期的な税制改革をする場合に、そういうような措置をおとりになることは止むを得ないことであると思ひます。尤も九百倍が適当であるかどうかは別といたしまして、私の言つてゐるのは、そういうふうなことをやつた結果、調整を政府としては考へておられるか、それを二十六年度において考へられておられるなら

らば、二十五年分についても同様に考へられて然るべきじやないか、二十六年度にこういうふうなことを政府が措置せられるという事は不合理であるという事で、そういうことをせられるのでありまして、それから、それならば、何も二十五年分は、二十五年分において、適正な価格を固定資産評価審査委員会というふうなものでやるという事は、これは事実の問題として、不可能でありまして、従つてそういうものは後でもいいが、二十六年度と同様に考へて然るべきじやないか、こういうことを言つてゐるのであります。その点は御考慮を願ひたいと思ひます。

持つてゐる農地の資産的価値といふものは、あま土権等の慣行小作権を除いたものになると考へられるのであります。そうしますと、固定資産税の課税標準として公正に考へられる場合には、この点を考慮せられなければならないと思ひます。どういふふうにお考へになつてゐるか、承りたいのであります。

○政府委員(奥野誠亮君) 農地に対する固定資産税の課税に当りましては、従来は課税標準を貸賃価格に求めておりました。貸賃することを本休に考へておつたわけでありまして、今回は農地の解放その他の点から考へまして、価格を標準にする、言い換えれば、みづから所有して収益を挙げに行くというふうな見地から考へるようになつて参りましたので、必ずしも御説の点をこれに入れなければならないということはないのじやないかというふうな考へ方をいたしております。

○三好 始君 農地改革が行われて自作化が非常に進行したしておるわけでありまして、多くの場合に問題は起らないかとも分りませんが、まだ所有者と耕作者が異なる場合に、所有者の持つてゐる農地の資産的価値といふのは現在の公定価格の、貸賃価格の四十倍、四十八倍という公定価格の一部分が所有者の資産的な価値に止まつておる農地が香川県その他慣行小作権の行われておる地域に存在するわけですか。こういう問題を考慮せられたかどうかという事であります。これは全国一様に認められる一般的な問題ではないのであります。

○政府委員(奥野誠亮君) 考慮はいたしましたけれども、それを採らない方がよろしいだらうという我々は結論を持つたわけでございます。○西郷吉之助君 今日はこの辺で……○委員(岡本愛蔵君) それでは今日はこれで散会いたしたいと存じますが、御異議ございせんか。

○委員(岡本愛蔵君) それでは散会いたします。

午後五時十分散会
出席者は左の通り。
地方行政委員
委員長
理事

委員
岡本 愛蔵君
堀 末治君
岩本 哲夫君
石村 幸作君
高橋進太郎君
安井 謙君
小笠原三三男君
相馬 助治君
中田 吉雄君
西郷吉之助君
鈴木 直人君
竹中 七郎君
石川 清二君
小串 清二君

大蔵委員
委員長
理事

委員
大矢半次郎君
佐多 忠隆君
山崎 恒君
黒田 英雄君
清澤 俊英君
野崎 勝君
松永 義雄君
森下 政一君

農林委員
委員長
理事

委員
大矢半次郎君
佐多 忠隆君
山崎 恒君
黒田 英雄君
清澤 俊英君
野崎 勝君
松永 義雄君
森下 政一君

農林委員 理事	小林 政夫君 杉山 昌作君 油井賢太郎君 森 八三一君 木村禧八郎君	委員	西山 龜七君 片柳 眞吉君 岩男 仁藏君 岡村文四郎君	通商産業委員 委員長 理事	池田宇右衛門君 白渡瀬米吉君 流井治三郎君 土屋 俊三君 平沼彌太郎君 三橋八次郎君 三輪 貞治君 赤澤 與仁君 加賀 操君 溝口 三郎君 三好 始君 深川榮左エ門君	委員	古池 信三君 栗山 良夫君	予算委員 理事	上原 正吉君 小野 義夫君 小松 正雄君 椿 繁夫君 加藤 正人君 駒井 藤平君 西田 隆男君 石坂 豊一君
委員	羽生 三七君 伊達源一郎君 藤野 繁雄君 中井 光次君 東 隆君 木村禧八郎君	國務大臣	池田宇右衛門君 泉山 三六君 中川 以良君 長谷山行毅君 安井 謙君 河崎 ナツ君 佐多 忠隆君 岩崎正三郎君 原 虎一君 楠見 義男君 西郷吉之助君 櫻内 義雄君 堀木 鎌三君 森 八三一君 岡野 清藏君	政府委員	地方自治 政務次官 地方自治庁次長 地方自治庁 財政課長 小野 哲君 鈴木 俊一君 奥野 誠亮君				

昭和二十五年七月二十七日印刷

昭和二十五年七月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所